

影響を及ぼすと謂ふ範圍に於ては、勞働力の供給は戰時産業局の統制に服してゐた譯である。併し、個人力の中央管理權は（徵兵法に依り）憲兵司令長官が之を把持してゐた。徵兵法は強壯なる國民の大部分を工業及農業に對する必要性とは逆の順序にて分類し、先順位にある者を以て軍事上の勤務を選択する義務あるものと規定した。同法は即ち、産業に缺く可らざる者を避けた譯であるが、併し工業上の勞働力の供給を大いに侵掠したのである。

實際上憲兵司令長官は戰時産業局と緊密なる關係を保ち同局に依つて重要なりと決定せられたる工業に於て樞要なる地位に立つ國民の集團を召集猶豫階級となし、兵士の召集を特に計畫する前に何處より之を召集するか付戰時産業局と相談したのである。而して、此の徵兵法の中に勞働力の供給に甚しく影響を及ぼす條項があつた。併し、之は一九一八年春彼の有名な「働け然らずば戦へ」といふ命令として初めて發布される迄は用ひられなかつたのである。

召集計畫中に包含せられて居り、さもなければ軍務に役立つ各階級の中に於てすら、家庭の事情乃至は召集順序記載表に於ける後順位の爲、一時的又は永久的に召集の猶豫を受くる何十萬にも及ぶ強壯なる人員があつた「働け然らずば戦へ」の法律は此等の人員に付單に次の如く規定するに止る。

「如何なる事由に依り其の召集を猶豫せらるゝ共戰爭目的の遂行に缺く可らざるものなりと政府に依り定められたる企業に於て政府所定職務に就き忠實に、繼續して且有効に働くに非ざれば該猶豫を解除し、直に召集して軍務に服せしめらるべし。」

私は、兩院決議案が勞働力の徵發に付ては如何なる考慮をも禁止せる點に御注意を促すのである。我々は何度も「一弗、一物、一人迄も徵發せよ」といふ標語を聞いた。勞働力徵發の試みは貨幣徵發の試みと同様に不可能であり、危険である。之は從來の戰爭中、我國に於て小規模に數回試みられたが一度も成功しなかつた。幸にして責任あり事情に通曉せる權威者は未だ嘗て勞働力の如何なる徵發をも唱道したことはない。從來提出せられた無思慮なる議論は次の如くであつた。

「國民が一團として戰爭に望む場合に於て、即ち、止つて産業に従事する人々が軍旗を持つて進軍する人々と同様に國民的戰闘團體の一部をなす場合に於て、何故に同じ原則が少く共兩者に等しく適用されてはならないのであらふか？ 何故産業に従事する人々が假令彼等が如何なる地位にゐやう共其の任意に受領し若は拒絶し得る騰貴せる戰時賃銀の報酬を享くべきであらうか。何故彼等は兵士に於けると全然同様な原則に基き徵發されてはならないのであらうか。」

産業に従事する人々が異常な報酬を與へらるべきことは不必要であり、間違つてゐる。併し此の弊害は此處に提案した計畫の下に於ては容易に避け得るが、第三者の爲に働かしむる爲人々を徵發することに依つては避け得られないのである。軍人は直接國家に仕へる。此の場合に於ては唯一人の主人が存在するに止る。而して、其の主人はアメリカである。彼は國家全體としての利益に仕へ彼と彼の同僚との間には何等の區別も存在しない。彼は太古の狀態に還るのである。彼の活動は契約に依つて生じたものではない。彼は衣服・食物・住居を支給せられ、世話を

受ける。

現在の産業組織が存続する間は、産業は數百萬の個人的雇傭主の手中に屬し、其の利益の爲に經營せられる。其れ故被傭者は利得を得ることを目的として經營せらるゝ個人的産業の爲に働いてゐる譯である。個人的雇傭主の爲にする強制的且非自由意思的労働はアメリカ合衆國憲法第十三回修正に依り禁止せられたる奴隸制度に該當するものなりとして我が大審院に依り明確に且再三定義せられた所である。

若し斯かる規定が設けられた場合に於ては完全に正當なる罷業を打破する爲に用ひられ、又一撃の下に前世紀に於ける我が労働組織のあらゆる社會的進歩を破壊する爲に用ひられるであらう。

併し以上のことは軍事的訓練を受けざる人員が戦時に於て自由行動者なりと言ふのではない。政府は「此處で働け」「彼處で働け」とか又は「甲の爲に働け」と言ふことは出来ない。併し政府は一九一八年に命じてゐる如く「働け然らずば戦へ」と言ふことは出来る。此の主義は漸く唱へ出された許りであつたが、併し大なる發展を見る可能性があつたし、又現在もあるのである。政府は雇傭の種類を分つて、緊急の場合に於ては、婦人、徴兵年齢の制限を受けざる男子及軍事上の勤務に就く充分の能力を有せざる男子と分類するを以て足るのである。政府は重要なりと認められざる全雇傭の種類を分類し、我々が見て來た如く次の如く言ひ得るのである。

「軍事上の勤務に従事せざる各人は其の家庭的事情乃至は他の事情に依り如何に召集猶豫若し召集免除が是認めらるゝと雖も、國家の軍事上の目的に必要な作業に有効且忠實に従事せざる可らず。」

更に政府は若し或る個人が召集され、軍務には不適當なるも重要産業表中記載の他の仕事には適當せりと認められた場合には、其の方面に従事するからざれば食糧割當、運輸、燃料、供給品を拒否せらるべしと命ずることが出来る。又此處に考究された國家組織の中には政府の如何なる強制よりも遙に強力なる輿論の力が存在してゐる。若し、次の戦争に對する我國の組織が一九一八年に於て得た教訓を基として進められた場合には、我々の人的力は如何なる者も自己の職責を回避し乍ら社會を横行し得ざる如く分類され組織されるであらうと思ふのである。

産業に従事せしむる爲にする個人の徵發は單に不可能たるに止らず全然不必要である。而して「働け然らずば戦へ」と命ずるはより優れた方法である。其れは我國の制度と兩立し、刑罰乃至は強制徵集よりも遙に効果のあるものである。

如何なる將來の大戦争に於ても、恰かも此處に提案せられた人的努力の統制が爲さるべきことは疑問の餘地の無いことである。戦時に於ける生産的努力は、平時の生産的努力よりも遙に大でなければならぬ。而して斯かる努力は國家の精銳なる労働力が何百萬も生産的努力から撤退した場合に當つても爲されねばならぬのである。斯かる尨大なる需要に應ずることは、國民の各員が例外なく働く場合にのみ可能である。

労働政策と産業上の争議は獨立の「戦時労働政策局」の管轄の下にあつた。而も戦時産業局の労働委員を通ずる密接なる結合は此の點に關する衝突も見なかつたのである。

(八) 戦時貿易局 輸出及輸入、即ちあらゆる戦時貿易に付ての完全なる統制は、此の説明に述べられてゐる計畫を

成功せしむるに絶對的に必要なものである。其れは私が是迄言及して來た世界經濟政策に深甚なる影響を及ぼすものである。大戦中は戰時貿易局と稱する獨立の管理機關に依つて取扱はれたが、前述せる他の類似せる機關と同様に産業局の事務と緊密なる連絡を保つて爲されたので何等の紛議も、何等の無益なる活動も無かつたのである。

以上の事項及以下に記述する他の戰時管理に關し強調すべき唯一の點は、個々の管理施設は完成せる全體としての戰時組織の必要缺く可らざる一部であるといふ點である。而して此の組織は我國をして私が此處に記述せんと試みた甚だ強力なる結合體たらしむるに最も必要なものである。前述の如く戰時權力の要素即ち徵發、價格公定及優先權を一當局の手中に集中することは其の他の機關が該局に形式的に附屬してゐると否とを問はず此等の諸機關の努力に階調を保たしむる所以である。

他の主なる戰時管理は食料、燃料、船舶及鐵道であつた。其の各機能に關しては更に之以上重複しなく共前に縷述せる所を以て其の全貌は自ら明瞭である。

中央統制機關——産業參謀本部、戰時産業局若は資源管理局其他名稱は何でもいゝが——に付ては之位に止めるが要約すれば次のものからなつてゐる。

一、長官。完全にして且究竟的なる權限及責任を有す。但し其の處分に付ては大統領に訴願することを得。

二、次の分課。

(イ) 優先權。(凡ての用途の等差を決定すること)

(ロ) 徵發。(凡ての規定を強行すること)

(ハ) 價格公定。(物價表を作成し若は調節すること)

(ニ) 保存。(使用を調整し、禁止し、若は代用又は供給の新しき出所を發見すること)

(ホ) 商品委員會又は商品部。(此等は原料品部と完成品部との下に二類別される。各々は産業が自然的に類別される二個の分離部門の各一つに對する小規模の戰時産業局である。此等は戰時産業局の活動の要部をなし同局のあらゆる權限に依つて支持されてゐる。)

三、戰時産業局と密接なる關係にある他の戰時管理機關。

(イ) 食料部。(ロ) 燃料部。(ハ) 船舶部。(ニ) 戰時貿易部。(ホ) 鐵道部。(ヘ) 戰時勞働政策部。(ト) 戰時財政及資本調達審査部。(チ) 憲兵司令長官である。

戰時に於ける需要は(イ)陸軍省(ロ)海軍省(ハ)一般國民(ニ)戰時中に設けられる補助機關等の調達部より申出でられる。

例へば此の前の大戦中には、同盟國、船舶局及戰時船舶會社、赤十字社、救世軍等の需要が其れである。

大戦の初頭に當り、此等の部は世界史上嘗て見ざる程度の大なる額に上る調達計畫を携へて市場に現れた。而して、此等の部は全然聯絡を缺いでをり、相互に其の爲す所を知らなかつたのである。彼等は設備の使用及配給に關し價格の點で相互に競争した。

其の結果として物價の驚くべき騰貴、能率發揮の可能性を超越した若干工場地域に於ける注文の幅湊、供給の繼續を現實的に脅す所の工業生産に於ける一般的混亂状態が発生した。

陸軍省のみは最初五の獨立せる調達部を設置したが、大戰の終末に於ては八の調達部に増設した。海軍省では一の部を設けたに過ぎず、又他の凡ての調達團體も亦概して一個を設置したに止る。併し、各聯合國の需要は良く連絡されてゐなかつたのである。

費浪、インフレーション、生産費の割高、及混亂の除去の爲に採らるべき最初の手段の一は將來の戦争に於ては斯かる状態は決して生じないといふことを保證することであらう。

陸軍省は今日も尙種々なる購買部の計畫を固執してゐる。而して、此等は法律に依り規定されてゐるのである。多くの産業觀察家の意見に依れば此の方法は不必要であり、舊式であり、費用を多く要するものであるにも拘らず、未だ何等の改正も行はれてゐないのである。而して恐らく此の改正は困難であらうと思はれる。陸軍省は其の内部の二個の部が同じ物資の購買に利用されないやうにして、此等の活動を調整せんと試みた。之と同様な理論が大戦の後半期に適用されたが、決して完全なる成功は收めなかつたのである。而して、他日一旦緩急ある場合に於て此の制度に依れば重大なる困難を惹起する虞があるのであるが、此の困難は、陸軍省が從來採り來つた手段と特殊なる組織状態に依り生ずる面倒に付其の取得せる知識とに依つて縮減されるものと信ずる。

需要の有効なる組織に對して先づ必要なることは、各調達部或は補給部の責任ある部長が一個の中央統制部（若

は一人の中央權威者に依る直接統制）に集合すると謂ふことである。各部長は中央統制部（之は、上述せる如く又以下詳述する如く、組織的供給を統制するものである）に、次に述べるものを提出せねばならない。

第一、完成品と、之が生産に要する鋼鐵、羊毛、銅等の基本的物資に換算せる總要求高に關する最高の見積りとを記載せる調達計畫の明細書。

之は、戦争の初期に於てのみならず、戦争状態が甚だしく變化するから戦時中に於ても困難である。其れにも拘らず中央計畫部が必要なる原料及製造手段を得る準備の爲、出來得る限り見積りをして置くことは必要である。

第二、戦時中常に各部が産業に申込まんとする特種の注文を該中央部に提出すること。

之は必要である。何となれば製造手段の競争と過多とを防ぐ爲、注文を受けたる製造業者が原料、勞働力、動力、運送力及時には資金の速にして且適當なる供給を得ることを保證する爲及他の動員形態の實行の爲に、中央部が此等の注文を特殊なる製造手段に割當て支拂はるべき價格を公定し、必要なる原料の迅速なる準備を保證せねばならないからである。

實際問題として、斯かる注文の要求する事物及形式の驚くべき巨額と多様性とは如何なる單一の統制體を以てするも手際よき解決は不可能である。産業は自ら商品層乃至は勞働の同種性に從つて分類される。斯くして皮革工業、鐵工業、化學工業等の別が生ずる。各調達部には此等工業群の各々に對して個々の購買部が存在する。中央統制機關に於て既に記述せる如く、此等の各群に對して商品委員會がある。各委員會は、各自が關係せる特殊なる産業層

に通曉せる者に依り組織されてゐた。戰時産業局に於ては政府の物資調達各部の各部長は、實際上、彼が關係せる同局の特別な商品委員會に席を有してゐた。此等の産業群の各々に付て戰時産業局の商品委員に對應せる所謂戰務委員會があつた。各戰務委員會は普通該産業内の組合の主なる人物にして其の部門の産業に關與せる指揮者を以て組織されてゐた。而して、此等の人々は産業の其の關與せる部門によく通曉してゐた。常に其の部の問題を提起し、又凡ての錯雜せる問題に關して、戰時産業局の其れと對應せる商品委員會に建言することを得たのである。戰時産業局の或る商品委員會の會議に於て各調達部の部長は其れに對應する戰務委員會と接觸することに依り、組織的需要、組織的供給及政府の統制機關と密接に關係協調を保つことを得たのである。此の方法は既に證明済である。斯かる接觸に依り、莫大なる要求が確定され、其れに應ずる爲の計畫が爲されたのである。而して政府及關係當局に依る凡ての特殊なる物資調達計畫は、紛議の回避と供給の確保とに合致したのである。此の骨書の中に於て論じた一般原則適用の細目は皆斯くして決定されたのである。

併し斯く言ふも決して此の制度が完全なる機能を營むと言ふのではない。事實、此の制度は一九一八年の夏迄は實際上有効に施行されなかつたのである。併し、其れは消息通をして「此の制度は將來のあらゆる緊急なる場合に於て、需要と供給とを組織化し、常規を逸した競争に依る愚劣、浪費及損失を完全に避ける方法である」と言はしむる程充分に發達したのである。

巨額の戰時需要は猶一般國民の側にも存在することが記憶されねばならない。此の需要は上述の計畫に基く組織及代表に従はないものである。併し、戰時管理の主要なる目的の一は、公衆が不必要なる苦痛を蒙らないやうに監督することである。従つて凡ての割當及優先權に於て、商品委員長は公衆の代表となる。彼は絶えず公衆の需要を研究し、其のあらゆる行動は公衆の必要の如何に支配されるのである。

戰時産業局の各部長及商品委員會の各會長のみが其の權限内に於ける問題に關する唯一の決定權者であつた反面、如何なる調達部の代表者も凡て同局の局長に對して訴願する權利を有してゐた。實際問題として、戰時産業局存續中單に一回の訴願があつたに止り、其れは引續く論争もなく相互の一致に依り確定し、其れ以後訴願を見なかつたのである。

此處に寫實的に其の概略を記述せる方法は、一旦緩急ある場合に於て需要供給の組織化及如何なる中央機關に依らう共、其の完全なる統制に對して効果的なるべきを信するのである。

之以外の需要組織は、既述せる中央統制機關と種々なる調達部の職員若は其の上に位する部署の協調に依つて爲されるのである。

例へば、各陸軍省及海軍省の高級士官は戰時産業局自體の職員であつた。此等の人々は日常同局の各種の問題に携り、且彼等は其の評議及組織に關與してゐた。彼等は即ち同局の一部員であつたのである。同様に、主なる各調達部は、戰時産業局の凡ての部に席を有する責任ある代表者を有してゐた。通常此等の人々は同局の仕事に最も緊密なる關係を有してゐた調達當局各部の職員であつた。

供給組織の細目の或る部分に關しては、前段の諸所に記述した。概括すれば、中央統制部の指導の下に（大戰に於ては之は合衆國商業會議所の協力に依り行はれた）各商業組合が自發的に各産業の指揮者よりなる戰務委員會を設置する。此等の委員會は中央統制部と接觸して産業界を代表する。彼等は、其の産業内に於て必要な限りより高度の組織乃至諸會社との一層緊密なる接觸を準備する。其の窮極の結果として、全産業界の別異の各部門は自己の範圍内に於て組織化され、其れに對應せる戰務委員會に依り華盛頓に於て代表されるのである。

而して、此の種の組織が脆弱にして非實行性的に見えるかも知れぬが、其れは單に世界大戰が十三年の昔に過ぎ去つたが爲に他ならない。我々は一九一八年に我國が經驗した彼の熱情と理想とを忘却してゐるのである。國民は政策を妨害するが如きを爲さず、却つて彼等は政府を援助する方法を指示せる如何なる指導に對しても感謝の意を表した。彼の緊急状態に際してのアメリカ實業家の犠牲と献身とは周知の事實である。此處に記述せる産業組織に依り競争は停止した。産業の各部門、部門内に在る諸會社は特許權、商業上の祕密、製造手段及物資を共同にした。我が最大の工業會社の多忙を極めた社長すら一本の電報にて華盛頓に呼び寄せることが出来たのである。如何なる提議に對する應答と雖も即時に爲され、究竟の結果として一致共同が生じたのである。此の効果は依然として今日迄我が産業界に残存してゐる。

又輿論の力が看過されてはならない。大戰中自己の責任を回避する者は無かつた。又將來の戰爭に於ても存在しないであらう。而して其れは何者と雖も激昂し熱狂せる輿論を背景とせずしては我國をして戰端を開かしむるを得ないと言ふ單純なる理由に依るのである。

「若し我々が此の方法に依り戰時に於ける産業問題を解決することが出来るならば、何故平時に於ても同様なる方法を用ひることが出来ないものであらうか」と言ふ考が屢々述べられた。其れに對する答は次の如くである。平時に於ける刺戟は個人の自由であり、利益の期待であるが、戰時に於ける刺戟は愛國心、理想主義及一般的危險に對する防禦であるからである。ウィルソン大統領が「最高度に能率を發揮し得る形式は國民の自由意思に依る自發的協同である。」と言つたのは至言である。

此處に記述せる統制方法は如何にも酷であるやうに思はれるが、其の適用は何等酷でなかつた點は注意されねばならぬ。我々は混亂を避くる爲、調整の必要ある場合に於てのみ調整したのである。産業は自分自身で動員を行つた。大なる成功は自發的な熱心と献身とに俟つべきもので、人爲的統制に依るべきではない。

前述した如く、私は次の戰爭の要求を豫想して爲さるゝ法令を是認するものではない。私は、計畫は年々立案せられ、改正せらるべきものであると信ずる。私は此等の計畫に通曉せる傑出せる産業指導者を用意し、一九一八年の動員に於て其の衝に當つた人々が無くなつた時、其れに代り得る中心人物が存在するやう或る手段を講じて置く必要があると思ふ。私は之以上のことが出来るとは信じない。

併し、私は全然特殊なる理由から或る法律が設けらるべきであると確信する。其の法律の存在こそは何人も再びアメリカに於て平時に於けると同様なる利得を戦時に於て取得し得ずといふ絶えざる警告となるであらう。事は至極簡單である。論議のみを目的として私は立法上の文句や形式を除いた粗雑な案を作成して見た。其れは次の如きものである。

「國會が戦争又は戦争の切迫に起因する緊急状態の存在を布告せる場合に於ては、常に斯かる布告に先づ一定の日（其の日は本法に基き大統領は之を決定し且布告する権限あり、又決定し布告すべきものと命ぜられてゐるのである）以後、此の日に現實に存在せるより以上の利率、家賃、價格、賃銀、手数料若は報酬にて勞務、權利、又は物資を賣買し若は契約を結ぶことは何人にも違法となるのである。

大統領が其の單獨の意見に依り物價、賃銀、家賃、利率、手数料及報酬の最高價格を上下に調整せざるべからずと決定したる場合に於ては常に大統領は斯かる調整を爲し、之を公告する権限を有してゐる。而して斯かる調整は、調整前の物價、賃銀、家賃、利率、手数料及報酬に付て本法律に依り完全なる効力を有するのである。

戦争若は國會に依り布告せられたる緊急状態の期間中、大統領は布告を以て公共的事務又は物品若は商品の販賣業者若は製造業者中許可を得てのみ從事せらるべき階級を決定し、斯かる許可の條件を定め、其の條件の下に於てのみ許可を許容する権限を賦與し得る。大統領に依り斯く決定せられたる後に於ては其の階級に屬する公共機關、販賣業者若は製造業者が斯かる許可證無くして其の職務に従事することは違法になるのである。

戦争若は國會に依り公布された緊急状態の期間中、大統領は、優先順位を決定する権限を賦與せられる。合衆國の製造業者、販賣業者若は公共機關は右の順位に従つてのみ取引先其の他の註文に應すべきである。而して斯かる決定後に於ては、製造業者、販賣業者若は公共機關が別異の優先順位にて註文に應することは違法となるのである。」

大統領が戦争の成果を收むるに必要なりと思料せる如何なる製造手段若は供給品をも戦時徴發し得べき充分なる権限を大統領に付與する一般徴發法が制定せらるべきである。

上述せる法律の他にオヴ・マン法（一九一八年五月二十八日制定）の主義を再び制定し、大統領の決定する所に従つて戦時中執行機關の機能を再分配する権限を大統領に付與すべきである。

之は凡て平時に試みらるべき法律である。勿論附隨的戦時立法も必要であらうが、此等の法律の存在は、世界各國に對し我々は次の世界大戰には有効に組織化されて参加し、インフレーションを來さず、如何なる人にも戦時利得を齎さずして戦争を繼續し得ることを示すものである。

私は憲法に付ては充分の知識を有せず、且何人の意見も訊いたことがない。併し、此の問題に關する戦時の議論は熟知して居り且其の實際的方面をも知つてゐる。

アメリカに於ける戦時産業を統制する全組織は、戦時に於て所有物を徴發し得る國會の權利に基いてゐる。政府

は常に此の權利を有し、屢々行使した。而も從來裁判所に依り其れを否認さるゝが如きことはなかつたのである。其の權利は絶對的にして、正當なる手續と適當なる補償とを唯一の條件とするのみである。實際、世界大戦中如何なる場合に於ても（且又之迄の如何なる戦争に於ても）、政府は其の戦時管理に於て、憲法上の権限に基く如何なる拘束に依つても妨げられなかつた。政府の此の權利に基く管制権限は屢々行使されたに反し、徵發權の行使せられたことは稀であつた。其の權利は、寧ろ我々が戦時管理に必要なりと認めたる各聯邦政府の産業規整に對し迅速且一般的に服従せしむる爲に充分力となつた説得的効力に役立つたのである。

以上に關聯して徵發權に對する憲法上の制限の問題が生ずる。其の唯一の制限は「正當なる手續」の項と第五回憲法改正、即ち『若は適當なる補償なくして公用に供する爲私人所有權を收用することを得ず』の規定である。

諸君の決議は、戦時利得を除去し、戦時負擔を平等化する唯一の方法に關して考慮せらるべき明白なる提案あるにも拘らず、憲法の此の條項が廢止せらるべきか否かを諸君が調査すべきことを特に指定してゐるのではない。私が充分論じ盡した理由から、私は斯かる改正の必要はないものと思料する。猶又其れ以上の理由から、斯かる改正の單なる提案すら、賢明ならざるものと思惟するのである。私は適當なる補償なくして私人所有權を收用し得る政府の權利に關し、二個の可能なる場合を想定する。即ち、

- (一) 戦争の遂行に對し資金を準備する場合。
- (二) より迅速に若はより廉價に又はより大量に聯邦政府が物資を取得し得るが如くなす爲、生産及運輸設備を強

要する場合。

戦時財政方法としての沒收 世界大戦に於ける我國の總費用は三九五億弗であつた。大戦前に於ける國勢調査に基く總國富の概算高は一九二一年に一八六〇億弗にして其の中僅か一四億弗が金銀の地金であつた。不動産、工場種々の設備（鐵道を含めて）は一四一〇億弗、運輸機關（鐵道を除き）は一〇〇億弗であつた。而して他の形態に及於ける（農産物、製造品、鑛業生産物、衣服、家具、車臺其の他）富の總額は三四〇億弗であつた。此等の物資の全部又は一部を沒收することに依り、如何なる程度に戦争が賄はるかを探究するは興味あることである。一五億の硬貨は其れが全部徵集せられたる場合に於ては民間に少しも存在しなくなるであらう。物的財産の沒收に關し財政を目的として其れを使用せんが爲には轉賣を必要とする。併し、再沒收の明かなる脅威の下に誰が斯かる財産を購買するであらうか。而して斯かる資本の徵發は勿論先づ富のより流動的なる形態に付て行はるゝ以上、誰が代償たるべき物資を持つてゐるであらうか。沒收により我々は戦時用物資を代償を支拂ふことなくして單純に入手し得るが爲沒收は戦時財政を賄ふものであるといふ意見が存在する。此の意見の誤謬は平時状態の下に於ては戦争に利用し得る多くの物資は存在せざる點にある。斯かる物資は原料たる物資より製出されねばならない。凡ての製造費用の大部分は勞働賃金である。我々は勞働を徵發することは出来ない。従つて我々は其の勞働に支拂ひをせねばならない。其れには財源を必要とする。沒收するに足る有用なる戦時用物資は存在しない上に、何人と雖も製造するや否や何等の補償なくして沒收せらるゝが如き斯かる戦時用物資に投資するが如き愚を爲さないであらう。此の意

見は全然誤謬である。

弗貨の徴發に關しては種々の議論があつた。假りに充分なる憲法上の権限があるにしろ、其れを行ふ可からざる甚だ有力なる理由が存在するのである。各人が其の所有の貨幣が沒收せられ、返還せられないであらうといふ豫告を受けた場合には、貨幣は戰爭開始の噂と共に、驚くべき速さで見えなくなるのである。佛蘭西及獨逸が現に散在せる金を集めて戰爭の目的の爲に國庫に入れやうと企てた經驗が此の事情を説明するのである。其の金は靴下、パン粉の罐、其の他適宜な容器に容れられ、此等の容器は土中に埋められたのである。斯くの如き沒收を避くる爲あらゆる方面にて行はるゝ異常なる努力は、國家の全經濟組織を攪亂するのみならず、沒收に基く一般的混亂に加へて、戰爭の當初から軍用資金を癱痺せしむるであらう。之より以上に適當なる防禦に對する破壊的計畫は考へ得られないことである。

戰時財政の爲にする財産の斯かる沒收が、如何なる賦課理論に基き行はれ得るかを研究するも亦適當なことである。補償を以てする徴發の現在の理論の下に於けると同様に、若し新しき意見が單に政府は專斷的に且不平等に如何なる財産と雖も取得し得るといふのであるならば、凡ての政府の目的とする所自體の覆滅を體驗するであらう。斯かる政策は今迄に存在したことはない。而して、其れは又此の提議の目的とする所でないことは疑問の餘地がない。若し其の考が、政府は所有者から公平に徴發すべしといふのであるならば、其れは單に租税の形態に於ける資本徴募の方法に他ならない。我々の經驗に據れば、戰時斯かる必要を示す如き事情は存在しない。世界大戰に参加

せる如何なる交戰國も、其の最難局に當つてすら資本徴發を行はなかつた。而して、決議案が之に關聯した斯かる考を企てゝゐると信する必要は無いと思はれる。

我政府は憲法に依り割當てられたる範圍に於て租税賦課の権限を有してゐる。即ち所得税、關稅、輸入稅、内地消費稅其の他あらゆる間接稅及國勢調査決定の割合に應ずる人頭稅若は直接稅賦課の権限である。租税を賦課する權力は窮極財産徴收の權力であり、此の權力は我國に於ては如何なる年に於ける如何なる人々に對して賦課を行ふにも決して不充分的なものではないのである。

私は、戰爭に依り利得することを排除し、あらゆる人員、金錢及物資をして戰時負擔の公平を保たしめんとする計畫の最初の主張者であつたと自分を考へてゐる。私は戰時に於ける富の特別なる保護に就て略説はしないが、私の經驗は貨幣を徴發することは勞働力を徴發すると同様に不合理であり不可能であることを示してゐる。他の場所にて考慮せる理由からして、斯かる全般的強制は不可能であり、不必要であるが此の表題の下に於て斯様な考慮を爲すことは狂的である。國の財力は政府の所有するものに依るのでなく、國民の所有するものゝ如何に依るのである。戰時資金は弗貨でなく實に努力自體である。物資を生産するには資金が必要であるが、政府が資金を所持せる人民から取り上げ其れを所有する必要はないのである。金錢的富は恰も工場が然るが如く、有力なる生産力である。恰も一國の工場能力が、甚しく増大せる戰時需要に應ぜんが爲と及同時に國民の日常の要求を充足せんが爲とに依り、戰爭を目的として管理され、割當てられ、且統制せられねばならないと同様、富も亦管理され割當てら

れ且統制されねばならないのである。之を爲す方法は前段に於て充分に記述した。政府の爲に働かしむべく富を徵發する理由が存在しないと同様、同じ目的の爲に工場を徵發する理由も存在しないのである。唯、公衆の利益に最も役立つ場所で其れを活動せしむべきである。

生産確保の手段としての設備の徵發 「凡てのものを徵發せよ」の提案者は生産手段の徵發は、政府の利益及戰爭遂行の目的の爲其等の一層効果的なる使用を約束するものと考へてゐる如く思はれる。世界大戰中、政府は工場を徵發し、官僚的指揮の下に其れを運用する権限を有してゐた。私は斯くの如く徵發せられた唯一の重要企業をも想起し得ないのである。併し、其れは權力の使用が決して主張せられなかつたと言ふ意味ではない。之に反して、政府に對し充分なる協力を與へてゐないと一部の人が思考されてゐた大工業設備に關しては、此の權力は充分に主張せられたのである。此の提案は次の論據に依つて破られる。

「誰が其れを經營するか。君は其の經營を引繼ぐに適せる他の製造業者を知つてゐるか。諸君は疑問のある凡庸人を以て、試験済の勝れた支配人に置き換へむとするのか。君が其れを引繼ぎ、政府の役人を支配人に据えた場合、現在以上に勝れた如何なる統制が實現すると考へるか。現在に於ては君は其の企業を廢棄し、而して運輸力、燃料及動力を奪取し、其の業務を轉換し、其の競争相手を強めることが出来る。如何なる訓練手段がより以上有効であり得るか。若し君が之を引受けるなら常に解雇の脅威を受けてゐる被傭者に命令を下し得るに止り、而も、其の効果は現在よりも遙に乏しいのである。經營者に工場を經營せしめ、君は其の經營者を操縦せよ。」

アメリカ合衆國の産業界は甚だ錯雜してゐる。其れは國家の必要に應じ、經濟の自然法則の下に於て發達したが併し、其の性質は殆ど諒解されてゐないのである。其れは感覺ある生物體にして、任意的且人工的なる干渉を試みることは引續く混亂を惹起する危険が存在し、其の結果の如何に付ては豫斷を許さないものである。戰爭の突發せる場合に於て、片手に生産額の増大と人力に對する過重なる徵發に付ての要求を提げ、他の手に工業の生命を碎く爲に沒收の大斧を携へて工業に干渉することは決して戰に勝利を得る爲の手段ではない。

憲法の修正は愚かにして有害なるのみならず、全く不必要なるが故に爲すべきではないのである。

第四章 戰時方策委員會文書

證言の要領

(委員會幹事篇)

證言者氏名ノ完全ナルリスト及提示サレタル證言ノ速記ハ、第七十二議會第一會期議事録一六三號ニアリ。

一 委員會任務の範圍

議會が本委員會に指示した所に據れば、戦争遂行に直接又は間接に關係する諸問題にして、本委員會の委託を受けたる調査範圍に含まれざるものは殆どない。該決議の語句中に、「戰時に際し執らるべき諸方策の研究と共に」の記述があり、決議前文には「平和を促進する爲に」の語がある。併し、本委員會を構成する主目的が、不當利得を防止し、且爲し得る限り、戦争の負擔及犠牲を平均化するに存したことは明白である。

本委員會は戦争の無益なること及恐るべきものなることに留意せざるのではないが、本委員會の任務が、若し我

が米國が武器を執つて立たざるべからざる場合に立つた時、國防の負擔が我が市民權者のあらゆる分子に、平等に落つることを希望して課せられたる實際的業務なることを考へたるが故に、第一義的には戦争の原因如何は之を問はず、且戦争防止の特効方法を展開すべき何等の企圖を爲さなかつたのみならず、陸海軍隊及豫備兵力の編制、維持及訓練を含む戦争準備の諸局面に付ても亦、附帶的の外、研究を加へなかつた。

少數の證言者は戦争に際し適用さるべき諸方策を自今研究するは、戦争の廢止に與する我が米國の表明せる態度と調和せざるものなることを理由として、所謂戦争準備の如何なる型式に對しても、又事實として戰時方策の研究に對しても強烈に反對した。

併し證言者の大多數は、此處に提示せられたる型式の研究及米國政府の爲す行政的準備は、如何なる他の政府の憤懣をも買ふことなかるべしとの意見であり、斯かる活動が果して何等かの注意を喚起することあるべきかを疑つた。此の業務の取扱ふ所は大部分無形的のものであり、一朝有事に際し遂行せらるべき國策を決定するを旨として、有事に際し使用する爲の兵力及資材の特定量の集積を目途するものではないのである。

米國平和協會の幹事であり、アドヴォケート・オヴ・ピース誌の編輯者であるアーサー・デーリン・コール博士は此の考を擴充して合衆國現在の軍事訓練プログラムに付ても同様に考へてゐる。曰く、

「自分は大統領ワシントンの言葉である「相當の防禦的態度」は今猶我が國民の必要なる態度であるとの意見を持つ。我が陸軍が現状に於けるが如く小規模である限り世界の如何なる強國と雖も、如何なる意味に於ても

吾人を目して危険とするの理由を發見することが出来ない。吾人は海軍のみを以てしては、外國に對し戦争を敢てすることが出来ない。海軍は必ずや陸軍と協力せねばならぬと信ずる。然るに我が陸軍は現在斯くの如く小規模なるが故に、我が現存軍事施設は世界の平和に對する脅威を構成せず、又斯かる脅威を構成すと考ふることは必要でないと信ずる。」と。

一九二四年當時商務長官たりし大統領フーヴァー氏が意見を開陳した書簡の結末に曰く、

「戦争は不幸な仕事である………而して全國民が騒亂中に捲込まれ、犠牲の分け前を忍ばねばならぬことが明白となればなる程、吾人は開戦を敢てすることが少ないであらう。」

陸軍次官ハーリー氏は一九三一年三月本委員會の議事を開始するに當つて言つた。

「一攫千金の利得を根絶することは、平和の保證に向ふ大なる躍進である。一人が其の戦時活動より巨額の富を獲得しつゝある間に、他の一方に對して其の國家の防護の爲に死ぬべきことを要求することが、不公正にして非愛國的事であることに付ては、萬人の首肯する所であらねばならぬ。」と。

以上二つの引用中に表明せられたる目的は、彼の一九一七年及一八年中、不公正、暴利及非能率を招來せる各種の事情の再現を防止すべき組織を平時に於て用意することに依つてのみ達成し得べしとは殆ど全體の者の一致せる意見であつた。

二 平時準備

平時準備の一つの大きな目的は、將來戦に際して經濟資財の利用に於て避け得べき過誤が起らざることを保證するが如き、積極的の方策を採擇して、之を完成することに存する。

戦時産業局長ベラック氏は、異常の經驗より説き起して、這次の世界戦役に於ける準備の不足なりしことを完全に敘述し適當なる平時準備の必要を力強く勸説して曰く、

「吾人は、戦争若し起らば、吾人の最大の効率を以て、而も我が人民に對しては出來得る限り最少の災害と不意さとを以て、インフレーション及浪費を避くべき方法を以て敵を迎へ得べき様計畫しなければならぬ。吾人の計畫は戦時利得を根絶すると共に各個の人、物、及弗が戦時負擔の公正なる割合を分擔する様計畫せらるべきを要する。又戦争終了後に於ける壓倒的の經濟的及社會的災禍を避くる様に工夫せられねばならぬ。」と。

同氏は又戦時産業局長としての最終報告に於て、陸軍省内に於ける綿密なる計畫業務の必要を特説して曰く、

「此の點に關する本局の經驗は假想軍事企圖に對する供給計畫を平素より研究せしめる爲、陸軍省の特殊才能を有する將校より成る大作業單位を設置すべしとの思想を示唆する。斯かる計畫は常に概定せる需品の可充性に立脚すべきが故に、當該部局は戦時需要に關聯して我が米國の産業的資源及將來に於ける可能性に付ての研究を充分に行ふを要する。」と。

我が米國が世界大戰に参加した時には、我が國民の大多數は「吾人は勝たねばならぬ、如何なる代價を拂ふとも」のスコーガンに裏書したであらう。一九一六年及一九一七年に爲されたことに就ては、ギフォード氏程直接の知識を有する人はないのであるが、同氏が當時の一般人の感情を説明した言葉は誠に意味深きものがある。氏曰く、

「我が米國は將來戰に際しては戰時利得を排除し且戰爭の負擔を爲し得る限り平等にすることを眞の目途とすべき旨を本委員會が其の決議中に表明し、又は議會の決議中に表明すべきことを建議せられんことを自分は提案せんとする。若し吾人が歐洲大戰に参加する以前に、斯かる表明が國防會議又は諮問會議に於て爲されたらんには、幾分かより多くの注意が之に拂はれたであらうと思ふ。實際當時吾人は多くのことを爲さねばならなかつた。併し自分は戰爭の負擔を平等化し又は戰時利得を排除せんとする問題に對して右の會議の人達に於て別段の注意を之に致したるの事實を思ひ出さない。吾人は只管生産を増大して、陸軍の必要とする需品の充足を圖り且國防會議及數限りなき多數の委員會を完全に組織することに勉めたのであつて、此等の機關は戰爭遂行企畫の全幅が實施せらるゝ爲各々異つた方向に努力を致したのであつた。」と。

平時の計畫は、特に戰時行政の左の如き過誤を除去するに資するに存する。此等の過誤は何れも、物價を騰貴せしめ、不當利得を促進し、不公正を醸成するに傾く。

- (一) 當該設備が契約を履行するの能力を有するや否やを豫め調査することなくして軍需品の註文を發すること。
- (二) 需要量を超へて註文を發すること。

(三) 原價何分増の契約を以て註文を發すること。

(四) 戰時生産開始の遅延。

(五) 國內に生産荷重を分配するに平等を缺き、従つて一地方に輻輳し且價格基準を攪亂すること。

(六) 工業所産に對し政府諸部局より競争註文を爲すこと。

世界大戰史の示す所に依れば、有効なる平時の計畫なくしては、斯かる過誤は時日を惜しまざるべからざる場合には必ずや生起する。加ふるに準備計畫は平時の餘裕ある時期に於て、價格を統制し、優先順位を定め、材料を保存し、取引を調節する等の爲に守るべき方針及用ひらるべき組織を準備せしめるのであるが、陸海軍兩省は多數の一般機關と協力して既に此の方面に於て進捗を示してゐる。

三 暴利々得者の戰爭招來に對する關係

本委員會は、世界大戰其の他以前の戰役に於て、所謂暴利利得が極めて大規模に存在したことの充分なる實證を、議會委員會の決議、其の他の有力な定證の形で持つて居り、従つて之を確認する爲には以上の外に何物をも要せぬ位である。

併し乍ら、所謂暴利利得者の活動が戰爭を招來するに力ありやの問題は、多くの證言者に依つて眞面目に疑問視された。下記は其の典型的のものである。

ベラック氏曰く、

「如何なる人と雖も個人利得（假令其れが如何に大なりとも）の期待よりして、現代戦争の恐怖を誘致すべしとは殆ど考ふることが出来ぬ。」と。併し同氏は若干の立法の必要は之を認め、

「斯かる者の存在すること自體は、米國に於ては將來如何なる人と雖も平時以上に戦時に於て利得し得ざるべしとの不斷の警告に外ならない。」と述べてゐる。

ニュートン・デイ・ベイカー氏も亦射利の誘發が戦争招來の主要原因たるが如きことなるべしとの旨を強調して曰く、

「予は今一九一八年の當時を回想して我が米國の参戦の如何なる分子も利益の豫測から出發しなかつたと斷定して正しいことを信ずる。」と。

更に同氏は米國が参戦後、軍需品の可なり多くの品目に於て價格の暴落を見たることを引照してゐる。

軍國教育廢止委員會幹事タッカー・スミス氏曰く、

「先づ第一に諸君は戦時利得を絶滅することを要求された。此の斷定の背後には、巨利を占めんとする小數人の希望が戦争勃發に大關係があるとの考がある。多くの人は言ふであらう、「吾人若しウォール街の資本家及華盛頓の政黨者の全數を整列せしめて、此等を悉く銃殺し、又は第一線塹壕に送つて銃火の雨に曝露したならば、最早戦争と謂ふものは夢にも見られまい。」と。以上は戦争を呪詛する常人の口にする所である。此等の人

士は戦時利得を嚴密に排除すれば戦争はなくなると思ふであらう。自分に言はすれば此の推定は根本的に不健全である。何となれば今日の戦争は華盛頓やウォール街の小數者の陰謀から發生するのではなくして、多年に亘り且廣汎に亘る帝國主義的及軍國的國策並に其の派生的思想の合成的結果であつて、其の結果が國民を誘導して小數者を異常に勢力的ならしめる迄に至らしめるのである。一般公衆が良く理解しなければならぬことは、彼等が平時に於て唱和し、其の實施に賛成する個々の政策こそは、近世の戦争の眞の原因であり、小數の幸運なる暴利者の取締は戦亂の勃發又は濶發に對して何等の差違を齎らすことが出来ぬと言ふことである。」此等の議論にも拘らず、暴利を狙ふものが戦争を誘發することを信じてゐる人々は若干の強硬なる議論を立てた。

暴利防止の國策を多年熱心に唱道しつゝあつた下院議員マックスウェイン氏は證人の意見聴取に當つて特に此の點を絶えず強調して曰く、

「某々利權の關係者等は、一攫千金を豫期して、少く共自ら兵役の辛苦を嘗めざる限りは戦争の爲個人的に受難することなきを信じて、國家を戦亂の渦中に投入するに遲疑せざる場合がある。従つて彼等はさまで大切ならざる事項に付て、好んで人心を不當に激動せしめ、民心を戦争熱に浮かれしめる機會を捉へた。」

之と同様の考は世界大戦勃發以來、知名の人々の談話、文章に普かつた。此の考は多分一般に信ぜられてゐる所であらう。而して斯かる信念の存在こそは、「戦時利得は最早過去のものである」ことを、何人にも明白ならしめん

とする計畫が立てられようとしてゐる充分の理由である。

従來の戦争は戦争なかりしに比して、戦争の爲により多くの富を得た人々を多數に出したが、此等の人々を、「善意の致富者」と「悪意の致富者」とに分類することは極めて困難である。吾人は固より詐欺又は收賄の問題は凡て除外する。此等は刑法の罪人として罰せられるべきものであるからである。

善意にして且些も豫見なくして巨利を得た人々の多數は愛國的市民であつた。多くの戦役中小麥と棉花との価格は急速に騰貴した。併し小麥、棉花其の他の年收物の栽培者は播種の際何等戦時状態を豫想したのでないから全く善意の収益者であり、暴利者の汚名を冠せらるべきではない。

不當の利得は如何なる形式のものとも雖も凡て防止すべきものなることは明白であつて戦時利得なるものゝ發生は之を許すべからず、従つて善意にせよ、悪意にせよ不當利得者なるものも亦存在すべきではない。

多數の證言者は、我が米國が若し今一度戦争の渦中に投ずるとせば、我が活動及資源は之と相關聯して管理し、國家の全人力、全材料力共に最高度に利用されることを期せねばならぬことを強調した。

此等の人々の大多數は、何人も戦役中並に戦役後に於ても不當に利得することを事實上不可能にすることが出来ると信じ、平時充分に此の問題を討議するならば、輿論を此の點に喚起して興味を感じしめ、戦時利得を根絶すべき方法の採擇を容易ならしめ得べきを主張した。戦争開始後は、斯かる論議は満足なる結果に導かないであらう。若し戦争なるものが、其の原因の道義的主張より發生すると否とを問はず遺憾なものであり、歡迎すべからざるも

のなりとせば、如何なる個人と雖も其の隣人が生命を捧げつゝある間に自ら富むことを是とすることが出来ぬであらう。

以上を要するに一般の人心は戦時利得の根本的絶滅を企圖する立法を支持すべきこと明白である。

四 私有財産の徵發

輿論は如何なる時に於ても私有財産を徵發することに明白に反對してゐる。賠償なくして財産を徵取することを許容する様憲法を改正すべしとの説は極めて少數の證言者のみの賛成を得た。

委員會の討議の中には「賠償なくして財産を徵取する」ことの内容的意義に關するものが若干あつた。財産の徵發の原則を適用せんとせば、政府は必然的に主要なる製造場、運輸系統、其の他の施設を收用して自から此等を用ひ、従業員には平常の賃銀を支拂ふことを續けることゝならう。然らば租稅收入は急速に減少し收入減少の結果政府は従業員に賃銀を支拂ふことを止め、國內のあらゆる個人に食糧、被服、住居を支給し且之を監督することを餘儀なくされるであらう。果して然らば之は實に全國民を無通貨社會主義の基礎に置くものであり、緊急状態の壓迫下に在つて、斯かる大規模の社會化の實驗を敢行せんとする企圖に伴ふこと確實なる大變革は、必ずや産業の混亂と停頓とを招來し、斯くて我が國の産業上及軍事上の努力を麻痺せしめ、延いては吾人を外敵の容易

なる餌食となすに至るであらう。

ベラック氏は世界大戦の経験に付語つて曰く、

「凡てを徴取せよ」との主張者は生産施設の徴發は、政府の利益及戰爭目的の爲に、此等を一層有効に使用し得しめるものと考へてゐるらしい。世界大戦中米國政府は製造工場を徴發し、官廳的指導の下に之を運用する權力を持つた。併し自分は重要な産業施設にして實際に徴用されたものゝ一つをも想起することが出来ぬ。之は此の權力の使用が支持されなかつたことを意味するのではない。否寧ろ政府に對し充分の協力を與へてゐないと一部の人々に考へられた或る一大産業施設に付ては眞面目に論議された所であつたが、其の主張は次の點で行詰つたのである。即ち、

「然らば唯が之を運営するか。其の經營を受け繼ぐべき他の製造業者があるか。定評ある専門の經營者に置き換ふるに、技能未知數の第二流者を以てせんとするのであるか。若し之を徴用して政府の吏員を之に配置したりとするも果して今日よりも幾何多くの統制を爲し得べきか。其の結果たるや之を窒息させ、其の運送、燃料、動力を奪ひ去り、其の業務を轉向せしめ、其の競争者を強大にするに過ぎないであらう。服務規律が他に比して一層の効果を擧げ得べきか、否設備を徴用するとも、單に罷免の脅威を背景として政府使用人に命令を下し得るに止まり、其の効率たるや今日よりも遂に低落するであらう。若かず、經營者をして施設を運用せしめ、政府自らは經營者を管理せんには。」

少しく産業界の事情に通ずる者にとつては、戦時吾人が異常の努力を期待する幾千百の製造施設の一部乃至は全部の經營責任を總括的に聯邦政府一局の手に收めんことは眞面目に主張し得ざる所であり、又假令斯かる官憲的經營が其の任に耐ゆべし（到底其れも不能ではあるが）とするも、其の轉換の手續のみにも既に開戦當初に於ける能率を打毀すであらう。」

若し財産を無差別に押收し、戦役の終了と共に「現状のまゝ」を基礎として原所有者に還附するとするならば財務的破滅に陥るもの幾千を以て數ふべく、而も他方には戦時中政府の運用に依つて、尨大なる擴張を得て、濡れ手に粟の恩典に浴する者もあることであらう。之明らかに戦時負擔平等化の正反對である。之に代るべき方法は戦役終止後、社會主義化の繼續を現出することであらう。併し乍ら此の解決策は實現可能なるものと認め難い。何故なれば、一世紀來に亘る國家生存に依つて、我が米國民の開展し來れる社會的及經濟的秩序は、對外戰爭の酣なるに際して、急遽倉皇として組上げられたる何れの組織よりも、我が米國人の需要と、國民心理とに一層よく適するものと考へねばならぬからである。

前陸軍長官ベイカー氏は、議會又は行政部をして直接資本を徴收し得しむべき様の憲法改正を爲さんとする提案に強烈に反對し、異常緊張の時期に際し、斯かる計畫を爲すは國家の財政的機構及産業組織を曲歪せしめ、爲に「殆ど革命に等しい騒亂」を招くものであると言つた。

多くの證言者は強調して曰く、「我が米國が若し強力なる侵犯者に對して自國の防禦の爲干戈を取つて立つの必要に迫られたりとせば、最初に必要とする所は、自國の安全を確保する爲、直接の、攻撃的の、且効果的の行動を取ることである。斯くする爲にはあらゆる人力と財物とを利用するを要し、従つて其の希望する結果を確保する爲には普通によく理解されてゐる方法を、出來得る限り最大限度に使用することを必要とする。而して不當利得の弊害は財産の徵發以外の他の方法で除去すべきであり、又除去することが出來るのである。」と。

無賠償にて財産を取り上げることが、我が市民の希望する所ではなく、又實行不能の提案であるとの結論は、之に關聯する問題を更に進んで研究するに當つて極めて重大なる意義を有するを以て、提示された實際の證言に付て若干の論究を爲すに値するものがある。

米國在郷軍人團及勞働團體を代表する證言者は躊躇する所なく、我が米國民は何人の私有財産と雖も公正なる賠償が之に對して支拂はれるに非ざれば、公用の爲徵取さるゝことあるべきを豫期しないと聲明した。其の他の諸證言者も殆ど衆口一致して、米國の思慮ある男女は軍事上の目的の爲押收せられたる如何なる私有財産に對しても公正なる賠償を支拂ふことに同意すべしとの意見を述べた。

徵發を提案せる小數者は一切の財産を徵用することが望ましかるべしとの意見を表明したるも、如何にして斯かる總括的徵用を實施し得べきかに付ては、一人の證言者も些かの發言をも爲し得なかつた。中には財産の一部のみを徵用すべしと説くものもあつたが、其の結果たるや、他の者も指摘したるが如く、あらゆる財産の徵用を不可避

のこととするであらう。

ウォルマン氏は一九三〇年九月採擇せられたる外戦老兵團の次の決議を提示した。曰く、

「合衆國外戦老兵團第三十一回總會は其の決議を以て中央執行部に對し、我が米國が参加することあるべきあらゆる將來戦に於て、我が國防の一部として、將來立法化せらるべき人力及産業の兩者の全國的徵集に關する計畫に付、眞面目なる考察と充分なる研究を加ふべきことを訓令す。」と。

氏は此の決議の詳細を組立てることを本委員會に委託した。

無賠償にて財産を徵取することを眞面目に主張し、又は主張する者と認められた證言者には下院議員ジョンソン氏及フ・ガーディア氏があつた。

ジョンソン氏は此の主旨は、敢て實現することを豫期せざる一つの理想に過ぎざること及戦時に際し暴利を除去すべき何等かの方策あらば彼は之に對し理想案としてよりも寧ろ實際案として賛成すべしと説いた。事實同氏の證言を熟讀すれば、同氏は無賠償にて如何なる財産をも徵用することを考へてゐるものでないことを信ぜしめる。

氏は「戦時利得とは平常の収益以上の利得を謂ふ」と定義してゐるが、同氏は財産を沒收し又は戦時活動に起因せざる収益をも沒收せんとするものでない様に見られる。

ラ・ガーディア氏は曰く、

「……………扱て、甲者の工場は使用され、濫用され、其の者は戦後殆ど零落に瀕するに拘らず、乙者の工場は

全然使用されないで——而も何人も戦争に依つて何等の収益も擧げぬと謂ふ様なことが有り得るであらう。自分分は重ねて言ふ、吾人が軍務に服する場合に於ても正に然りである。』

此の點に關して種々の證言者の意見を摘記すれば、前海軍中佐マックナット氏曰く、

「……………兵役に服する者は、若し其の間、國內の凡て他の者が戦役から何等の利得をも得ざることを知つたならば、政府が戦役間彼に與へる所のものを喜んで甘受したであらう。自分は之に依つて、諸君に對し事業より生すべき一切の収益を沒收すべきであると言ふのではない。自分は戦役から生ずる収益のことを言ふのである。……………」

コリンズ氏。「然らば貴下が所謂戦役の負擔を均一にするとは？」

マックナット氏。「戦争の發生が何人にも何等の不當の収益を持ち來さない爲に彼等を同一水準に保つことである。』

陸軍大佐ロビンズ氏曰く、

マックスウェイン氏。「予はロビンズ大佐に語義に付質問したい。戦時利得を除去するに付ての米國在郷軍人團の會合に於ける本決議其の他の諸決議に付て、貴下が此處で概括的の言葉で話さるゝを聞けば、予は思慮ある在郷軍人は何人も戦時に於ても普通時に於けると同様の収益を擧ぐることを妨ぐるの要ありと考へてゐるものとは思惟せられない。寧ろ其の趣旨は、戦時不當利得を除去すべしと言ふに在りと思はれるが如何。』

ロビンズ大佐。「貴説の通り。』

マックスウェイン氏。「即ちインフレーションより生じ、物價の昇騰を持續せしむる極めて過度且異常なる収益、普通に謂ふ所の暴利を除去することにあらずや。』

ロビンズ大佐。「正に然り。』

グリーン氏曰く、

ハドリー氏。「議會決議の主要目的とする所は「戦時負擔を均一にし、戦時利得を除去する方法」如何に存する。予は貴下が戦時利得に關して證言せらるゝに際し戦時利得とは戦争に起因して戦争なくば起らざるべき平常に於ける常規的利得を越ゆる利得を謂ふと考へられたことゝ推量する。吾人が戦時利得を除去すると言ふ場合には、嚴密に平常収益の規準以上の戦時利得を指すものと貴下は解せらるゝや。』

グリーン氏。「予は斯く解する。予の述べたる通り戦争は緊急状態を招來し、全經濟的秩序を顛覆する。其の結果は、物價は騰貴に次ぐに騰貴を以てする。』

ハドリー氏。「予の解する所も亦然り。唯吾々の考へ方が同一基礎の上に在りや否やを確めんとせるのみ。』

グリーン氏。「予の考ふるが如くば、苟も經濟的局面を研究せる者は何人と雖も、産業と資本とは、あらゆる環境の下にありて——戦時に於ても平時に於ても——其の投資に對して公正なる収益を收め得べきものなることに付意見の一致を見るべきである。』

議會に於ても又國內一般に於ても開戦の際に於ける財産の徴發の必要が論議せられたのであるが、「財産の徴發」の語が正に如何なる内容を有するかに付ては何等意見の一致がなかつた。其の「財産の徴發」を可とする人々の公表せる意見、説話を分析して結論し得る所は、賠償なくしては何物をも徴發せずと言ふに歸着する。

公決議第九八號討議の當初に於てウエインライト氏は、全國的徴發に對し賛成論を述べたるが、其の際大統領ハーディング氏の言葉を賞讃し乍ら引用して曰く、

「……戦時利得は一ペニーと雖も、私人、會社、組合等の収入となるべきものに非らず。平常に超過するものは凡て國家の國防費の中に流入すべきものである」と。

又曰く、

「戦費を節約し、其の有害なる負擔を分擔せしむるに際して不公平及不均一を避くる爲には、凡ての暴利獲得を防止せねばならぬ。勞力をも含むあらゆるもの、價格は、開戦當初より之を一定し爾後全戦役期間を通じて嚴に之を調節、統制せざるべからず。」と。

第七十一議會に於て下院議員ジョンソン氏は、資本の徴發に言及せる際に曰く、

「賠償は之を爲さざるべからず。」と。

下院議員バットマン氏曰く、

「吾人は財産又は富が戦争中其價格を増大することを得ざる様憲法を改正することを考慮すべきである。」と。

一九二四年の聽取會に際して、クリスチャン・サイエンス・モニター紙の代表は證言して曰く、

「クリスチャン・サイエンス・モニターは戦時に於ける總動員に賛成し來つた。……然り、唯工場には平常の収益を許さざるべからず。」

下院議員ラムゼー氏は一九二四年三月二十二日下院に於て述べて曰く、

「我が國民の前に提示せられた諸問題中、戦争目的に依る富の徴發の問題程、一般の賛成を得たものはない。戦時利得は一ペニーと雖も、私人、會社、組合の収入となるべきでない。平常以上の利益は凡て國防費中に流入すべきである。」

今回の聽取會に際してカービー氏は、「財産——資本——の徴發に關し如何に考へらるゝや」との間に對し、答へて曰く、

「彼等の投資に對して相當の収益を保證せよ。」と。

海軍中佐オニール氏曰く、

「……凡ての市民は（財産を）醸出し得る……其の所有者は賠償を受くべきである。」と。
暴利を防止すべしとの希望は、勞働者側よりは勿論、資本家側よりも提示せられる。

パインズ氏は合衆國商業會議所を代表して語るに當り一九一七、八兩年の會議所宣言より引用して、曰く

「戦時中健全なる産業關係を維持する爲には生産者、配給者、勞働者又は製造者共に暴利を占めざることが必

要である。價格の公定と課税に依る超過利得の統制とは、兩々相俟つべきものなるが故に、現行の法令が若し戦争の結果としての異常且不當なる収益を防止するに不充分なりとせば、必要ある限り之を改正すべきことが吾人の信念である。」と。

更に一九三一年に於ける會議所の立場を反覆して曰く、

『米國の實業界の意見が戦時に於ける如何なる異常収益に對しても反對することは、最確實の保證を以て斷定し得る。』と。

此の點に關する數々の證言は之を次の如く要約することが出来る。

戦時財産を徵發すべしとの思想は普通の人々の間に於ては、戦時状態に歸すべき如何なる利得も、政府用又は缺くべからざる市民の用に供する爲に要求せられたる財産の所有者には歸屬せざることを保證すべしと謂ふに等しき意義を有する。

五 戦費及戦時利得を減少する方法

戦費及戦時利得を減少すべき有効なる方法は、若干の相互關聯せる且重要なる過程を包括せねばならぬ。如何なる單一の立法行爲又は行政行爲も、其れのみにては不當利得防止の萬能藥となることは出来ない。

以下戦費を減じ、戦時利得を最小限度に減ずる主要なる方法を討究すべし。

(1) 戦時利得を最小限となす第一手段

戦費及戦時利得を減少する一つの有効なる方法は、軍用資材の最高可能度の生産と兩立する限り戦時支出を減少することである。支出を減少する一つの手段は價格の暴騰を防止すること即ち價格を一定することである。

凡ての證言者の一致する所に依れば、世界大戰の當初に於て現出せる異常の物價高は、米國の戦費を高からしめ且若干の個人及會社をして大財産を蓄積することを容易ならしめた。

或る程度の通貨膨脹は恐らく戦時に於ては不可避であらう。政府の支出を租稅收入に依り支辨し得ざる際には政府は何等かの形式に依る通貨膨脹又は大規模の借入金に頼らなければならぬが、何れも信用を滅殺し、貨幣の購買力を低下するものである。

勞務及物品の價格は、若し統制せられずば、異常の需要及低下せる貨幣價值の影響の下に上騰し、物價騰貴は更に貨幣の需要を増加する。此の兩傾向は相互に影響して窮極する所凡ての物價の絶えざる且急速なる上騰の形に於て外部に表示せられる最も重大なる形勢を惹起する。

價格を安定し且出費を最小限にせんとする方策又は感情が何れも戦費及戦時利得の減少に資すること大なるは明白なる事實であつて、之が實施に伴ふ困難は之より收むべき良き結果の大なるに比し比較的に少いのである。但し適正なる結果を擧げんが爲には、價格安定の爲に執らるべき方法を公衆に熟知せしめねばならぬ。

バーナード・エム・ベラック氏は國家の生産力を損傷することなくして戦費を減すべき一提案を爲して、曰く、

「價格及利得の膨大を測定するには、吾人は若干の規準を持たねばならぬ。自明の規準は、宣戰に近き其の若干前日、換言すれば需要及供給の自然法則の平常の作用が價格を統制したりと認められ得べき時に存在したるが如き價格の全般の機構即ち之である。其れが定まれば吾人は其の規準に全般の價格構成を固定させる一つの方法を必要とする。之を爲すべき明白なる手段は簡單である、即ち斯く決定せられたる日に於ける全國に亘るあらゆる物品の價格は其の日以後あらゆる物品、家賃、賃銀、利率、手数料、報酬、一言にして言へば商業のあらゆる種目及サーヴィスに課せらるべき最大限たるべき旨を布告すれば足りる。

國家産業の戰時統制及我が米國に於ける戰時インフレーションを根絶せんとする現前の提案も、其の原則は叙上の數語に盡きる。之に對して皮相の反對者は言ふであらう。斯くては需要供給の原則を壊滅する」と。

吾人は此の猛牛を角を以て捕ふべし。現代の戰爭に於ては行政的統制は需要供給の原則に代らねばならぬ。國家平和の日にはあらゆる經濟力は右の自然法則の日常影響の下に働いてゐる。價格、生産、收支、此等凡ては競争の、別言すれば需要供給の法則の要素である。但し平和の日に於ては戰時に於て其の經濟機關を構成すべき各部分は決して唯一の指導的統制に服してはゐないのである。實に、斯かる結合及統制を防止すること自體が平時行政の根本的努力であり「競争こそは商業の生命である。」

俄然戰爭が現出すると需要の速度、數量及品質が曲歪せられて、昨日迄は何等重要視せられなかつた物品（トルオール、ピクリン酸、硝石等）が急激に萬人努力の目標となる。此等の物品は其の他の基本的物資と共に、殆ど瞬間的に不足を告げる。

扱て平時の物資不足に際しては最高價格を申出たものが凡てを得る。之が需給の原則である。然るに戰時に際しては——少く共大規模の現代戰役に際しては——吾人は之を許すことが出来ぬ。政府は全供給を統制し、之を最高呼價にではなく、最緊急用途に對して配當せねばならぬ。加ふるに、平時の經濟作用の特色は競争に在る。基本的物價も大體は之に依つて定まり、且又大競争者の目的とする所は文字通りあらゆる業務に付て出来得る限り大なる部分を占めんとするに在るのであるが、戰時状態の下に於ては全過程は全く正反對となる。國內の全施設が取扱ひ得る以上の業務が現出する。不足品の最小限度の需要に應ずるが爲には競争者は變じて協力者とならねばならぬ。此の協力の統制は一に政府の手に存する。

斯くて政府の決定（價格ではなく）が需要を統制し、完全なる協力のみ（競争ではなく）が充分の量の供給を爲し得るが故に、需要供給の法則は其の作用を中止するのである。

此の法則は品不足の物品に適用される。固定價格の構成は其の最高限度を表示するものに止まり、供給潤澤の物品に付ては固定價格水準以下に下落することも任意である。……斯くても尙卸賣價格を固定することは、公正なる賠償を與へずして私有財産を徵發することに歸着することなきやに付て若干の問題が残り得るであらう。勿論、公正なる賠償は通例「市價」と解される。自分は「市價」を決定するには價格が需給の法則の影響下に定められた通りの、其の現實の價格機構を参照するより一層良き方法を知らない。以上は本提案が正

に規準として成立すべき最後の要素である。併し乍ら、思ふに右の方法より徴發の臭味を取り去ることは恐らく困難であらう。

憲法改正は企つべきでない。之は嘗に不賢明且破壊的である許りでなく、全然不必要であるからである。」
ペラック氏は其の結論として以下の諸項を述べた。

- 「自分は我が米國は以上概説せる政策よりして、次の如き利益を贏ち得べきことを信ずる。」
- (一) 最少の混雜、浪費及損失を以て平時状態より戰時状態に轉移し得べし。
 - (二) 人員動員と殆ど同じ程度に迅速に軍需品を動員し得べし。
 - (三) 戦費を五〇パーセント以上（自分はより以上とも信ずる）節約し得べし。
 - (四) 戦時利得及インフレーションを根絶し得べし。
 - (五) 全世界を通じて米國の信用及經濟的優越を維持せしむべし。
 - (六) 其の戰時努力を、世界史上何れの國民の經驗に比するも、平常の經濟過程及一般國民生活に干渉することより少くして果たし得るであらう。
 - (七) 長期間繼續する争鬭に當りて、如何なる敵對者よりも永存せしむべき程度迄資源を保存し國民の意氣を維持し得しめるであらう。
 - (八) 從來大戦争に於て常に一切の交戦國の免れ得ざりし深刻なる經濟状態の悪化を最小限度に止め、以て戰

時状態より平時状態に復歸することを得さしめるであらう。

(九) 斯かる政策より結果し得べき軍事及經濟の協同機關の能率は、今日の如く進歩せる軍事専門家の如何なる想像をも超絶する有効なる戦争手段となつて我が米國民に寄與するであらう。——如何なる一敵對者又は結合せる敵對者の能力にも優れて有力になる。

(十) 我が米國の軍事熱は決して世界の平和を妨害することなきの明白なる事實を考慮せば、此處に提案せる如き種類の組織を單に是認する丈けにても、（而して之を慎重に準備するのみにても）世界の平和を維持するに大なる効果あるべきであらう。

而して此の最後に述べたる結果こそは、自分の信ずる如くば、吾人凡ての者の希望であり、其の目標である。」

證言者中には、緊急時に際して政府の布告を以て全物價規準の固定を企つべしとの考案に反對した者もある。又右の考案の實現性に付て大なる疑を抱ける人々の中には左の諸氏があつた。

ニュートン・デイー・ベイカー氏
ウォルター・エス・ギフォード氏
ホワード・イー・コフィン氏
ウイリアム・グリーン氏

ホウマー・フーガスン氏

併し此等の人々の凡ても大戦に際しては若干の價格統制方案が、政府に依つて必然的に實行されねばならぬことを信ずることは注目すべきことである。

他の多くの證言者は、若し斯かる計畫の實行上必ずや生ずべき實際的困難に打ち勝つべき方法が発見され得たならば、今や必要な法律を制定し、戦争の當初に於て之を實行すべき具體的計畫を立つべしとの意見であつた。

法律に依る價格の安定に對する労働者の態度は重要であるが、グリーン氏は質問に答へて次の如く述べた。

陸軍次官ハリー氏。『グリーン君、戦時利得の徴收を暗示する貴君の説に關聯して、戦時産業局は這般の大戦中或る程度の價格の公定又は價格規準の制定を行つたことは事實である。』

グリーン氏。『然り。而して既に述べたる通り、予は若干の價格制定の手段を確立し且之を發展させねばならぬと考へる。』

合衆國在郷軍人團長オニール氏は辯護して曰く、

『第三、政府用及一般國民用物資の價格統制並にサーヴィスの統制。』

又委員會の一委員の質問に答へて曰く、

『然り、當該決議の語句に據れば産業を把握すると同様の方法に於ては労働を把握し得ざるべしと思ふが、併し乍ら労働も亦之を把握せざるべからざるものと予は考へる。』

ドウク長官。

『貴下は労働に言及せられしや。』

オニール氏。

『然り、予は其れに言及した。予は其れが在郷軍人團の理論であると言つた。併し、予は貴下が其れを詳細に研究しつゝありしや否やを質問したのであつて、予の言つたことは、要するに若し諸産業が適正賠償の基礎の上に置かれるならば物價は騰貴しないであらう、故に貴下が前に受けた労働者よりの不平は之を受けないであらうと言ふにある。』

ドウク長官。

『然らば勿論、予は想像する、貴下は物價を公定するに際して、之を卸賣に適用すると同様に小賣にも適用せんとするのではあるまいか。』

オニール氏。

『然り、然り。』

ドウク長官。

『物價が賃銀水準及賃銀が高低上下するの必然性とに大關係あることに付ては貴下と同見解である。』

オニール氏は更に曰く、

「生産は平時と同様に、且平時の價格で持續されねばならぬ。……資本も、労働も、彼等が持つことあるべき出費増加の理由を以て其の平常の収益以上を受け入れることを許さるべきでない。……材料、物品其の他如何なるもの、價格も、一定の日時の其れと同様たるべしと宣言さるべきであつて、之と異なる價格にて賣買することは違法とせられねばならぬ。……吾人は當初より統制が實施せられることを希望する。」

即ち、若し衣食住の經費に變動なき限り労働者は従前の賃銀を以て満足するであらうと謂ふのがオニール氏の意見である。

生産を奨励するには高き價格と多額の利益とが必要であるとの議論もあつたが、之に付ては信頼すべき證言が述べられなかつた。之に反して價格が騰貴すれば一定の價格で供給を契約することが出來ず、賃銀及材料の價格が騰貴すればする程、損失を防ぐ爲に巨額の収益を求めねばならぬ旨の信すべき證言があつた。

前長官ベーカー氏は證言して曰く、

「米國に於ては、生産の爲何人をも鼓舞奨励する必要があるまい。一九一八年に於ける米國人の意氣——予は本國居住者のことを謂ふのであるが——は熱烈なる忠誠及生産への慾望であつた。」

戦時利得の制限は凡ての證言者の同意する所であつた。或る者は戦時利得の百パーセントを除去すべしと説き、或る者は戦前平時に於ける収益と嚴密に同一なる収益を以て戦時産業の日夜連續作業を企圖する計畫を實行し、又は一切の利得を排除せんとする計畫を採用せんとするならば、契約者を如何なる損失に對しても保證するに非ざ

れば幾多の實際的困難に遭遇すべきであらうと主張した。

戦前損失を重ねつゝありし幾多の經營にして其の生産品が戦時必需品なるものに於ては戦役中若干の収益を得るものもあるべく、又戦前大なる収益を擧げつゝありし經營にして戦役中大に収益を減ずるものもあるであらう。

戦時に於ける政府の統制及價格の公定には實業團體の同意を要すべきことは之を特記しなければならぬ。本委員會に於ける三月の審議の際、合衆國商業會議所會頭會議々長デュリアス・エイチ・バートンズ氏の提出したる一九三一年三月六日付書簡中に一九一七、八兩年の會議所の宣言中より引用して曰く、

「政府と實業との關係の變化が如何に根本的なるものありとするも、政府は戦時中我が大國民の目的の爲必要な程度迄、物價及公私所要の生産品の分配を統制すべき權力を持たざるべからざること、米國實業家の信念である。」

戦時需品の購買は、一委員會又は一行政部局の統制下に結集すべし。……此の戦時供給委員會又は部局は價格、品質及引渡に關して政府に最も有利なる様且社會的及經濟的狀態を亂すことなくして重要産業の生命を維持し得べき方法を以て戦時需品を調達するの權力を賦與せられなければならぬ。尙之に附帶して重要生産品に付て、政府に對するのみならず公衆に對して其の價格を公定し且國防及我が米國の産業機構の維持に資すべき様の方法を以て生産物を分配すべき權力を與へらるべきである。

價格を統制すべき權力は戦時産業は勿論、基礎産業にとり重要な物資及日常生活必需品に屬する物資等一

切の物資に及ぶべきである。

議會は遲滞なく軍事要求及公益の要求するあらゆる方面に亘り、價格統制に關する立法を爲すべきである。但し戰爭の成功に必要缺くべからざる全力生産を保證するに足る如き基調に於て之を爲さねばならぬ。」

戰時産業を促進する爲には巨額の収益は必ずしも必要ならずとする其の他の證明としてアイリーズ大佐の證言する所に據れば、一九一七年中政府に直接賣込を爲したる契約者は過大なる利得を得なかつた。屢々世人の口により且一般に反對せらるゝ大収益は、八〇パーセントの戰時利得税の賦課を受けたる者に依つては擧げられなかつた。(聯邦所得税を含み、最高聯邦租税額は通計八二・四パーセントに達した。)

其の生産を鼓舞することが最も望ましかつた人々の大多數は八〇パーセントの租税を課せられ且戰時施設の費用を其の収益の残額の一七・六パーセント又は自己の資本から支出することを餘儀なくせられた。

大多數の納入契約者は政府又は政府の代理者から前渡金を受取らなかつた。

別言すれば、最大且最重要の生産者は其の生産能力の最大限を發揮する爲に大なる収益を要求せず且之を豫期もしなかつたのである。

大収益を其の源泉に於て止めることは既に實現された収益を徵取するに勝る。収益の蓄積を防止することは物價安定の目的の一である。此のことは世界大戰中特に其の終期に於てかなり成功した。數々の權威が所見を異にするが故に其の實際の結果如何は之を知ることが出來ぬが、多くの證言者は價格の公定のみにては一切の不當利得を排

除し難きことを指摘してゐる。限界生産者に作業し得しめるが如き程度に價格を公定すれば同一の物品を低價で生産する者は巨利を博することとなるべきも、併しなほ價格の公定は収益に明確なる一定の限度——放任せる市場に存在せざる限度を設定する。此の點は更に戰時税の項に於て詳述する所があらう。

凡ての人々は將來再び戰爭の勃發を見たる場合には價格は必ずや早晚公定せらるべきであるとの點に於て其の意見の一致を見た。此の原則を法律を以て明定すべしとする一つの理由は、之を公知せしむることを得て戰爭發生の巷説が起るに及んでも何人も價格の騰貴を見越して投機するの口實なからしむるに在り、且國際關係緊張の際に斯かる法令を制定することは他國の政府に對して非友誼的行爲と認められ得るからである。

世界大戰に際しては殆ど全般的の協力があつた。人々は指導せられることは之を甘受したが何人も驅使さるゝことを欲しなかつた。レブログル氏は斯かる協力方法の若干の實例を引用する所があつた。即ち、一九一七年には造船用鐵板は一噸三六〇弗に上りしに同年末には營業者會議の方法に依つて一噸六五弗に安定せられた。彈丸用鋼は一噸四〇〇弗より七〇弗に低落し、野戰タンクに必要なヴァナディウムは從來一噸五弗以下に下ることがなかつたに拘らず米國々内の價格は一噸一・七八弗と協定された。

聯邦通商委員會の委員にして戰時産業局の價格公定委員會の委員たりしコルヴァー氏は、生産費の高低に従つて之に支拂ふ價格をも高低するの方針を強く主張したが、同氏は價格を公定するのは是なるを信するも之を特定の某々日の其れに一定することには疑を挿んだ。戰役中及戰役後も氏の所論には賛成者が少なかつた。氏の方法は勞多き調

査を必要とし且其の適用が困難であるのみならず、我が米國民は同一物品に付て異なる生産者に異なる代價を提供するを不公正と考ふることは既に經驗の證する所であり且此の方法を以てしては、詐偽、少くも脱法の機會多くして充分なる検査と監視とを必要とするからである。

價格を一定せんとする計畫の適用上生ずべき實際的困難は認識され得るも、戦前の水準を以て價格を一定せんとする吾人の決心を今日宣言することの心理的結果は蓋し甚大である。價格は一定され得べく且一定さるゝならんとの思想は民衆的であつて、フーガスン氏は此の點に直接關係する説述を爲してゐるが、曰く、

「併し、予の多くの軍人——其の多くは戦時中ニューボート・ニュースに出入した——との交際より判斷するに、銃火に曝露さるゝ彼等が月々僅かに三〇弗を支給せらるゝに過ぎざる間に、彼等の知れる他の者が銃打ちのみに依つて五〇〇弗を儲けつゝあるの事實は、吾々の會社が如何に儲けつゝあるかの事實よりも彼等を惑はした。何となれば、彼等は政府が會社の得たる所の大部分を取り返しつゝあることを理解したから。兵員は常に格段に此の點を論議した。」と。

吾人の達成すべき主なる目的は價格の騰貴に對する公衆の感情を結晶化させることである。投機者及不當利得を得んとする者に對して價格が一定せられ、收益も制限さるべきことを豫知せしめねばならぬ。

ロビンス大佐曰く、

「戦時民間の事業に使用せられる人々が、軍隊に在つて其の生命の危険を冒しつゝある人々に比し法外の賃銀

を受くべき理由はない。斯かる變態は價格公定に依つて防止しなければならぬ。労働者にして其の生計費が戦時中高騰することなきを保障せられたとせば、其の平常受くる賃金以上の賃金を要求すべき理由は存在しない。此の思想は等しく原料生産及加工上の利害に適用して謬りはない。製造に従事する或る人をして一旦莫大なる利得を得さしめ其の後之を超過利得税の賦課に依つて奪ひ去らんとするが如きは平常なる徑路とは考へられない。斯かる利得の發生を先づ阻止することが一層論理的であつて、而も之を實施し得るのである。」

此處に謂ふ價格の一定とは最高價格の決定を意味することは明かにせられねばならぬ。

ベラック氏曰く、

「予は何等價格の固定を提言せぬ。提唱せられたる立法の効果を要約するに、「將來大統領に於て値上げを定むるに非ざれば如何なる物品の價格も一定の指定日に於ける數字以上に昇るべからず」と謂ふにある。一言にして言へば、吾人は現在の價格機構上に天井を構築せんとするに在り、凡ての物價は其の最高限度以内に於ては自由に變動し得るのである。」

價格の固定を可とする議論を提示するに當つて、吾人は發生し得べき不均一を看過してはならない。
ビーク氏曰く、

「予がベラック氏のパンフレット中の記述に對して爲さんとする留保に付一言せんに、價格の固定に關しては予は他の工業品の價格との比較上農産物の價格を戦役以來の水準に近き所に固定せんとすることに對しては同

意することが出来ぬ。此の點に付予は次の一節を提議する。勿論文字通り之を法律に規定すべしと言ふには非ざるも實質に於ては之を以て足れりと信ずる。即ちベラック氏が其の論旨を法制化するに付述べて居られる第三六頁第一節の後に次の一節を追加せんことを主張する。

「農業に關しては、農作物の價格は工業製品の價格に對比して世界大戰の直前五個年即ち一九〇九年より一九一四年迄の間に於て、農産物の價格が工業製品に對して保ちたると少くも同等に有利なる基準に於て之を決定すべし。」

世界大戰初期に於ては製造業者が陸海軍の所要物資を生産するに付全然無經驗なるか又は經驗に乏しかりし場合には、所謂コスト・プラス、即ち原價に相當の利益を添加するの方策を採ることが必要であつたが、此の方策は止むを得ざる便宜の處置として採られたるに止まり、何人も之を是なりとは信じたのではなく、他の方法が考案せられたると共に廢棄せられたのである。

陸軍省はコスト・プラスの方法の缺點を熟知し、爲し得る限り其の缺陷を除去すべき徹底的の計畫を用意してゐる。併し乍ら、價格の固定又は一般的價格の決定なくしては過高の水準を以てするに非ざれば製造業者をして定價契約を締結せしめることは豫期し難い。陸軍省はコスト・プラス制よりも遙に優れたる調整賠償契約の方針を取ることを提議してゐるが、總括的價格の決定ある場合には調整賠償の形式を以て契約を締結するの必要は大に減少することであらう。

戦時に於ては價格統制の何等かの方法が必要であることに付ては事實上凡ての證言者の一致する所であるから、以下若干の統制實施に關する聯邦政府の權力に付て討究を進めよう。

緊急時に際し價格を決定して之を一般に遵奉せしむる權限が現行憲法上議會に存すべきやに關しては疑が挿まれた。以下憲法改正を提唱する論議の要點を摘記するに、

下院軍事委員會に於ける聽取の際、一九二四年四月海軍長官ウァルバー氏は述べて曰く、

「各位、予は諸君が爲しつゝある所のものを確めんが爲、昨日我が省の若干の職員と會商し且此等の法案を熟讀した。申す迄もなく予は充分研究する機會を得ずして法律又は法案に關して意見を發表するが如きことは嘗て爲さざる所であるが、併し予は「本委員會の直面する根本的困難は憲法問題の一つであると思はれる」と申さねばならぬと考へる。

我々は財産は賠償を爲さずして之を徵取することを得ずとの規定を我が米國の憲法中に設けたのであるが、目下考慮計畫されてゐる方案の大多數は、其の最後の分析に於ては賠償を爲さずして財産を徵取せんとするに在ることは如何なる法律家と雖も一致する所であらうと思ふ。

勿論、戦時權力と稱せられてゐる範圍不明の權力の極めて大なる豫備があることは之を認むるも、戦時立法として憲法上の疑あるものを制定せんとする企圖は、——而して予は此處に海軍長官としてよりは寧ろ法律家として述べるのであるが——不賢明たるを免れないと信ずる。別言すれば吾人の對戰準備を組織化するに當つ

て憲法に合致するや否や、又は法律として有効なりや否やを問題とする訴訟手續に依つて、正に爲さざるべからざる事項を阻止妨害せられ得るが如き方法に依るべきではないのである。

戦時権力の範圍、其の他疑惑ある憲法上の諸問題の決定は、最終に於ては大審院の判事の決定に俟たねばならぬ。

故に予が各位に對し考慮を求め度きは次の事項である。即ち一切の人力の徵募又は動員——女子及兒童をも含む——を目的とする如何なる立法も、又産業動員及市價を交付せずして爲す財産の徵用に關する如何なる立法も、凡て公正なる補償（市價を意味するものと解釋せらるる）を爲さずして財産を徵取することを禁止する憲法の條項を變更すべき憲法改正に基かねばならぬ。」

本委員会に出席せる二、三の證言者は上記と異なる同様の意見を表示した。一九二二年下院議員ジョンソン氏は下院に下記の決議案を提出した。

合衆國憲法改正に關する兩院共同決議案

合衆國上下兩院は各院議員の三分の二の同意を以て下の決議を爲す。

「北米合衆國が何れかの他の外國政府又は共同の敵に對して宣戰せる場合には議會は一切の市民並に一切の金錢、産業及戰爭遂行に必要なあらゆる性質の財産の徵發に關する法律を制定し且斯かる金錢、産業及財産の使用に依る収益を制限すべきものとす。」

氏が収益の制限（價格の公定）は憲法の改正に依つて初めて實行さるべしと信じたことは明白である。

海軍大將サミュエル・マックゴーン氏は憲法改正案を提案するに當つて、下記の語句を其の中に包含させた。

「宣戰布告の日以後最終に平和が締結せらるる迄、一切の價格又は賃銀に付何等の増加あるべからず。」

第六十六議會第二會期に於て、陸軍省所管支出特別委員は次の如き報告を爲した。

「斯かる統制を有効ならしむる爲並に單に交戰狀態の存在の理由を以てする財産、價格及原價の引上及物價の暴騰を防止する爲、合衆國が宣戰の布告を爲すと同時に、戰爭の遂行に必要な凡ての財産及物品（食料品、燃料、被服、建築材料、輸送具並に其の生産、組立又は變形に使用せらるる凡ての材料を含む）及陸海軍の需品及艤裝品（兵器、諸給養品其の他戰爭の遂行に際し陸軍又は海軍に使用せらるるもの、又之に關係ある他の物品を含む）の製造用又は製造に關係ある凡ての材料の價格を戦時権力の必然的行使として特別の處置を俟たずして政府の統制下に立たしめ且一切の賃銀率も之に準ぜしめ、爾後此等の價格及賃銀率は緊急狀態下の政府に於て別段の所置を爲す迄は之を固定すべきことを規定する法律を制定するの要あり。」

本特別委員は所要の緊要なるに鑑み、従つて本建議の重要なるを充分意識して尙、憲法上反逆の範圍を改め戦時に際し行はるる通常暴利獲得と稱せらるる國民資源の不條理なる奪取形式をも包含せしむる様憲法改正を立案し且批准に付せられんことを建議す。」

次に戦時議會が價格を公定するの權力に關し、檢事總長の作成せる意見書を披萃せんに、

「第一。宣戰を布告し、共同防衛の爲に準備し軍事行動を指導するの權力に基きて、議會は四圍の情況が若し斯かる方策の採用が戦争を有利に行ふが爲必要又は相當とせらるゝ場合には、財産又は勞務の對價を統制又は公定するの規定を制定する權限を有する。斯かる方策を採るに付正當の理由ありや否やに付ての決定は、第一次に議會に存する。但し其の行動は專斷的なるべからずして必ず事實に相當の根柢を持たねばならぬ。假令議會の決定は一應有効なるものと推定せらるゝも、(一)採用せる方策が戦争の適當なる遂行に必要なりしとの決定に對して相當の事實上の根據ありしや否や(二)公定せられたる價格が全然專斷的又は不當ならざりしや否やに付裁判所の再吟味に付せらるゝことあるべし。

第二。價格の公定が必要品の限られたる種類に限定せらるべきや又は全價格機構に擴大さるべきものなりやは一に其の場合の情勢並に其の採られたる行動が國防及戰勝目的達成の爲必要なりと認めらるゝ程度に依り、法律上の問題としては價格の公定が必ず所謂必要品の範圍に限定せらるべきものと言ふことを得ない。

第三。若し委員會に於て上記の制限に従はれ且裁判所に於て議會の決定の正當性及其の實施方法の合理性に付再吟味を受くべきことを甘受せらるゝならば憲法改正の必要更になかるべきも、之に反して若し議會のみに此等の事項及戰時に於ける價格公定の範圍に關する絶對的權限を有せしめ且議會の判定をして價格公定方策の必要及公定せられたる價格の相當なることに付最終的たらしむるを適當なりとせば憲法の改正を必要とすべきであらう。」

檢事總長の要領書中に示されたる極めて重要な一點は、議會は一定の限度内に於て國家を防護するに必要な方策として價格公定に付完全なる權限を有するも、此の權限を行使するに際して法律上必要とせらるゝ事實的基礎ありや否やの點及其の公定に係る價格の當否に付ては裁判所の再吟味を甘受せねばならぬと言ふに在る。

之に據つて見れば、價格の公定が實際に必要な戰時措置であり且公定せられたる價格が裁判所に依つて公正且相當のもの認められる限に於ては、憲法の改正は價格公定に關する議會の現有の權限を擴大するものに非ざることを明かなるが故に、所謂憲法改正の眞の目的は議會の現有の權限を擴大して議會が單獨に價格公定の要否の決定の責に任じ裁判所は議會の權限に基き決定せられたる價格の當否を再吟味すべき何等の權限を持たぬとすにあらう。其れ故に憲法の改正は議會の行動範圍を明白且決定的たらしむべきも、併し此處に忘るべからざるは斯かる憲法改正なしとするも議會は戰時に際し價格公定の要否及公定價格の當否に付て裁判所の再吟味を受くることを條件とはするも尙價格の公定の處置に出で得べきことである。

今次聽取の當初より證言者に提出された問題の多くは、本委員會創設の決議中に示されたる目的を達成するが爲には議會の現有の權限を以て足れりや否やに付明白なる意見を聽かんとするに存した。例へば、

長官ハーリー氏、

「貴見の如く、右の結果が憲法改正に依つてのみ達成し得べきものなりとして予は暫く次の如き推論を辿り度と思ふ。憲法の改正が若し採擇さるゝものとせば、其の改正は結果に於て將來起り得べき産業情勢に對處す

るに付議會及大統領の權限を（——本委員會に於て屢々何等特別の意味なく寧ろ漠然と用ひらるゝ用語であるが——）凍結せしめることはないであらうか。別言すれば、斯かる處置は緊急に際して大いに現出することあるべき特殊經濟事情に對處するに付司法部及行政部の權力を擴大するよりも寧ろ制限することゝならぬであらうか？」

マクナット氏、

「御説に對して充分の考慮を加へずして今即座に申上げ得る所は、然らずと言ふにある。別言すれば、憲法改正の目的は議會の、從つて又行政政府の權力を擴大することに在る。」

長官ハーリー氏、

「併し貴下よりも先に證言せる證言者の多數の方々——サウス・ダコタ州のロイアル・ヂョンソン代議士は或は例外か——の前提とせる所を同様に前提として推理せらるゝならば、即ち這般の緊急時の終末に際して設けられたる戰時産業局と同様の機關を設置するに必要な一切の權力及這般の緊急時に大統領の行使せる權力並に行政政府の本來有する憲法上の權力に付加して、オヴ・マン法其の他の法令に依つて附與されたる權力等此等一切の權力が凡て立法行爲に依つて創設し得べきものとするも、貴下は猶本問題に關して憲法を改正せんとする企圖に賛成せらるゝや。」

x

x

x

長官ハーリー氏、

「貴下は議會及大統領の現に有する憲法上の權力並に大統領が明文上及解釋上現に有する法令上の諸權力は此の諸提案を實行するに充分なりと考へられるか。」

グリーン氏、

「然り、予は充分なりと考へる。」

x

x

x

長官ハーリー氏、

「予の論ぜんとする所は正に其の點である。予は其の點に付て記録を明確にせんことを欲した。何となれば、若し當時存したると同様の凡ての法令上、憲法上及解釋上の諸權力が等しく今日も存するものとせば、貴下が提案せらるゝが如き立法の理由はなかるべしと思はるゝが如何。」

x

x

x

長官ハーリー氏、

「收税の爲財産を徵取し又は賣却することは、法律上の正當なる手續なくして財産を徵取することに非ず且政府の課税權は憲法の他の條項に依り何等制限され居らずと認めらるゝが如何。」

バランチン氏、

「予は然りと思ふ。」

長官ハーリー氏、

「故に收税組織に依り戦時利得を徴取して之を聯邦金庫に收納することは憲法に何等の變更を加へずして爲し得べし。」

パランチン氏、

「予も亦法律及憲法を斯く理解してゐる。」

長官ハーリー氏、

「予も其の點を明白にせんと欲した。何となれば予は課税權と憲法の第五回修正との間に何等の牴觸を見出さないが故に。」

多數の權威者の信する如くば、議會は國家非常時に際し國家の安全と寧福とを増進すべき如何なる行動をも取り得べき充分なる權能を有してゐるものである。

左に米國在郷軍人團のラルフ・テイ・オニール、バウル・ヴィ・マックナット、シイ・アール・ロビンス諸氏の作成に係る要領書の一部を摘記する。

「政府又は一般市民の需要するあらゆる物品に付て、公正なる利益を基準として政府に於て價格を公定せんが爲には憲法の改正を必要としなす。」

x

x

x

諸物價は斯かる委員會に依る聽取の行はるゝ迄は、大統領の定むる或る日時に於ける現存の價格に自動的に固定すべきである。各委員會に於ては夫々關係産業を代表する人々の爲に簡易聽取會を開設すべく、其の終了と共に、各委員會の判斷に基き特定物品の爲公正なる收益を得しむべき價格を定むべきである。各委員會は情勢の要求する所に従ひ、時々斯かる代價を變更する權利を保留すべきこと勿論である。

x

x

x

併し、若し斯かる委員會の決定に付裁判所の再吟味を得ること望まじき場合には——事實に關しても亦法理に關しても——而して此の目的の爲に特別の法廷を必要とするならば、之を構成する爲一つの立法が必要とされるであらう。併し乍ら吾人の意見を以てすれば委員會が證據に基いて決定せる事實に關しては、法廷の再吟味を俟たずして委員會の公告及聽取のみに依つて、法律上必要なる手續を完了せるものと認むべきである。

將來の諸要求を最も確實に指示するものは過去の所要である。最近の戦役に於て勝利を得んが爲には價格の公定又は優先順位の決定に付ての一般的權力を行使することが必要缺くべからざることと認められた。吾人の理解する如くば、目下法律に依つて授權すべしとせられてゐると同一の權力は最近の戦役の末期に於て事實上行使されてゐた。此の權力は目下提案されてゐる程其れ程廣くは行使せられなかつたかも知れぬが、

併し契約自由の權利を政府の所要の下に服せしむるの點に於て權力の性質に至つては全く同一である。此の歴史的事實に鑑みて吾人は信念を以て次の如く斷言し得る。即ち如何なる法廷と雖も議會が過去の事實が戦捷の爲必要なりと立證したる權限を豫め授權するを適當と認めるとするも、議會の此の措置を以て或は專斷的なりとし又は其の適當の權限を超越るものと認めることはないであらう。事實上斯かる授權に對して起る所の唯一の反對論は其の必要はなかるべく、戰爭を遂行するに付議會及大統領の有する權限は今日充分であつて新たに立法することは單に之を制限するの効果を生ずるに止まると言ふに在る。併し斯かる制限的効果は一般的語法を注意して使用することに依つて避け得べく且斯かる新立法は將來合衆國が戰爭に従事するに際しては其の資源は悉く動員せられ、不當の利得も亦許容されざるべきことを我が市民並に全世界に告知するの目的にも適ふことであらう。」

上院議員ノックス氏は一九一七年五月に次の如く述べた。

「予の採る見解は、合衆國議會は一旦宣戰が布告されたならば國家保存の爲必要なりと信ずる如何なる法律をも制定し得べしと謂ふにある。」

ペラック氏は、憲法改正は「不賢明にして且不必要」なりとの意見を述べた。氏はヒュー・ジョンソン將軍を通じて此の點に關する要領書を提出せられたのであるが本輯に於ては之を割愛することとした。

(ロ) 戦時利得を最限小となす第二段

戦時税、——或る場合には開戰の當初は生産費の相違に因り戦時利得の獲得を防止し得ないかも知れない。斯かる利得は特別税法に依つて之を徵取せねばならぬ。而して斯くすることが戦時負擔を出來得る丈け「即時決濟」主義に即せしめる所以でもある。

戦時利得を根絶すべき方法を提案するに際しては、或る方面に於ては、平和時の常例生産額が政府の所要に應ずるが爲には大に増加されねばならぬことを充分認識する必要がある。此の事實は或る場合に於ては、高原價の生産者に生産を許すが如き價格を公定するの己むなきに至らしめることがある。従つて之が爲低原價の生産者をして大なる利得を開戰の當初に贏ち得しめることとなるが、斯かる利得は特別課税に依つて之を國庫に徵收せなければならぬ。バランチン氏は此の點に關して評論して曰く、

「理想的の戦時所得税は戰爭に因る利得の全額を國庫に收納せしむべきものである。我が米國の凡ての實業家等が戦時利得の凡ての實額を政府に收納せしむべく適當に構成されたる戦時利得税を支持すべきことは全く疑問の餘地なき所である。實業家等は戦時利得の行き先が政府の軍資金庫たるべしとの一般の意見に同意する。此處に問題となるのは據るべき原則如何ではなくして（其れは全く明白である）、經濟機關の必要なる運用を阻止することなくして戦時利得税の目的を充分に達成せしむる様に之を構成するの技術上の困難である。若し緊急時に先つて斯くの如き方法に關して注意深く準備し置かんか、之を緊急時迄放置するに比して、理想的戦時利得税の設定に遙に多く接近することを得よう。

今回の聴取に於て少くも或る方面に於ては、戦時利得が不可避であることが容認された。若し、或る人々が極めて巧みに主張した通りに緊急状態發生當時現在の價格機構を固定し得るものと假定するも、物資に對する戦争に因る需要増加に應ずる爲、高原價生産者も亦生産に引入れることとなるべく、斯かる高原價生産者は必ずや低原價生産者の要求するよりも高き價格を要求せなければならぬこととなり、斯かる高價格は低原價生産者の利得を増大する結果を生ずる。取扱數額の増加は舊來の價格を以てしてすら多くの場合に於て収益を増大せしめるものである。戦時利得は課税の目的たるべく、其の極限は利得の範圍たるべきこと勿論である。』

戦時特別税は作業費の低廉なる理由に依つて若干生産者に取得さるゝ利益を國庫に收納するのみならず他の局面にも利益を齎らすであらう。

デラフィールド將軍は、必需品ならざる物品に課する高税率は贅澤品を購買せんとする不要失費を防止すべく、又防止せざるべからず。斯くて勞働力及生産施設を必要品の生産に向けしめ得べきを説いた。

然れども之よりも重要なるは戦時特別税が戦争を「即時決済」主義に依らしむるに貢献し、斯くして戦後租税を以て償還するを要する債務を少なからしむることに存する。

マックスウェイン氏は三月の聴取に於て之に關して興味ある解説を爲した。曰く、

「予の今迄論じ來れる所の要點は即ち此處である。予は之を各位の考究に委ねる。勿論予は各位の何人と雖

も直に之に對して明確なる答を爲し得べしとは期待して居らない。

這般の戦争の如く五百萬人即ち我が米國全人口の四パーセントを武器の下に動員するが如き大戦争は恐らく現存せる人々の生涯中に起るべしとは考へられないが、併し斯かる場合に各位が今も論ぜられつゝあつた背景を前提として全人口の九六パーセントが、無熱日、無麥日、無肉日等々を守つて、自ら養ひ且他の四パーセントが戦争しつゝある間其の糧食、彈藥を供給し、斯くて軍人は戦に没頭し、一般人民は調達に没頭して戦争を「即時決済」主義に基いて遂行することは出来ぬであらうか。各位及若干の經濟學者の示されたる數字を見て今予の頭に浮び來つた考は次の如きものである。即ち吾人が這般の世界大戦に於て即時決済計畫を以て四二パーセントを經理したるの事實に省みる時、更に今一層の努力を以て、一層志氣を鼓舞すると共に利得を過去に於けるよりも少なくし且斯かる利益を一般工場費として隠匿することなくして戦費全部を即時決済主義を以て負擔を均一にして支辨し得ぬであらうか。」

マイヤー氏曰く、

「此の大問題に對しては即答致し難い。併し考究すべき極めて興味のある問題である。」

此の方面に於て實際的進捗を爲すことの如何に重要なるかは、戦後數年間合衆國の經驗せる所に徴して明白である。

今次の審議には戦後行はれた高税率に付て注意する所が少なかつた。戦時中賦課された高税率は戦時起り勝なる

事柄と考へられ、快よく負擔され或は快よく負擔されたと認められ得る程一般から當然の如く認められた。

一九一八年十一月十一日（休戦成立の日）以後戦時税及超過利得税並に政府關係に就き此の輿論は急變した。政府よりの請負事業の取消されるもの、着手の分末着手の分とも幾億弗の額に上り、請負業者の倒産するもの數を知らず、倒産せざるものも亦未現の損失に直面した。戦役は一九一八年十一月を以て終了したと考へられてゐるが其の後實施された所得税率は實に次の通りである。

一九二一年、七三パーセント	（内平時税八パーセントを含む）
一九二二年、五八	〃
一九二三年、五八	〃
一九二四年、四六	〃
	（内平時税六パーセントを含む）

此等の税率は戦時暴利獲得者の若干の者に適用せられたことは勿論であるが、他方に於て戦争の爲何等の利益をも受けざる適法の事業家及戦争の爲不利なる影響を受けた人々にして、斯かる巨額の税金を課せらるべきでない人達を甚だしく失意せしめたのである。多數の富者が其の業務を會社組織に變更して、配當を保留することに依つて超過課税を免れたことも事實であり、斯くの如きは極めて非經濟的狀態であつて再び生起することを許すべきではないのである。

這次の戦役中賦課された特別税は招くべからざりし極めて巨額の失費の補填を目途とせなければならなかつたこ

とは記憶されねばならぬこと勿論であるが、斯く失費を増大せる理由に付ては多數の證言者が詳細に指摘せる所であり又或る程度迄は本報告に於て之を論議せる所である。尙世界戦役中及其の後賦課せられた諸租税は初から其れ自身の複雑にして運用に適せざる性質の爲殆ど失敗に陥るべき運命を持つてゐたのである。

バランチン氏曰く、

「投下資本額の決定に關する經驗は政府、納税者共に不満足であつたこと及此の規準は最後の手段としての外再び採用さるべきでないことに付ては更に疑を容れぬ所である。」

氏は戦時利得を徴収する方法の簡明且有効なるべきことを切論したが、超過利得税法に關して發生する行政的困難の最大多數は、投下せる資本額を確認することの必要に存した。此の規準は將來戦の場合に再び用ひらるべきではない。全規定中の或るものは極めて複雑で、當否の論理的推究すら爲し得ざるが爲、訴訟を起すことすら出來ないことがあつた。投下資本は何に依つて構成さるゝやの決定は戦時税の存續中に亘つて解くべからざる問題であり、今日猶解決されて居らない。投下資本の何たるやに關する若干の根本問題は目下法廷に於て争はれつゝあり、爾後幾年かも争はれることであらう。或る場合に於ては、會社組織の一年の遅速が幾百萬弗の納税の要否を決した。

同法實施の爲には尨大なる機關の設置と幾多の緩和的規定の制定とを必要とした。政府は多數の稅務官吏を、納税者も亦多數の稅額計算方を新たに雇傭しなければならなかつた。之が爲消費せられた人力と徵稅費用の總量は驚

くべき巨額に上つたのであつて、之は這般の戦役の遺した害悪中の一として、將來の緊急時に際しては再び繰返すことを避けなければならぬものである。而して唯若しインフレーションに避けることを得ば、税額も亦従つて之を減じ得べきである。

一九一八年中聯邦通商委員會議長たり又戦時産業局の價格公定委員の一人なりし故ウィリアム・ビー・コルヴァー氏は一九一八年及其れ以後の戦時諸税及超過利得税は凡て不合理であつたと信じてゐる。氏は一九二四年下院委員會に於て證言して曰く、

「最近の戦役中に施行せられたる我が超過利得税の實績を検討するならば、疑もなく、同税は超過利得をば徴收せず、價格をも低廉に維持せず又生産をも奨励せざるのみならず、却つて生産を低下し、價格を昂進せしめ且納税者の負擔に歸する戦費を正に然るべかりしよりは二倍に増したるの事實を明かにするであらう。

予は合衆國々庫に收納せられた超過利得税一弗毎に、合衆國々民は不要の十弗を負擔した、或は負擔するであらうと言ひ度し。」

マックスウェイン氏、

「然らば貴下は合衆國一般市民は暫く措き、合衆國國庫は超過利得税の賦課の爲賦課せざる場合よりも不利に陥れるものと信ぜらるゝや。」

コルヴァー氏、

「正に然り。所謂超過利得税に至つては其の名稱自體一つの矛盾である。戦時には超過利得なるものあるべからず。従つて亦超過利得税を課すべき超過利得の存在を許すべきでない。」

パランチン氏は此の點に關する特別研究の必要を説いて曰く、

「綿密に構成せられたる戦時利得税を創設することは相當多數に上る専門家の最大の注意を以てする努力を要求することであつて、而も此等専門家は現實の緊急状態に影響されずして、必要の程度に詳細に問題を研究し且實施して効果を擧げ得べき制度の少く共其の骨子を注意深く構成し得べき人達でなければならぬ」と。

高税率は戦争に因る又は戦争の風説から生ずるインフレーションの如何なる時期に對しても週及的に之を適用しなければならぬ。又個人に對しても會社に對しても凡て同一の税率賦課を爲すべきであつて、斯くすれば使用人及幹部の俸給を増加することに依つて脱税することを防止し得べきである。

右の方法其の他同様の方法を以て利得を隠匿せんとするの誘惑は舊法の下には行はれた所であるが、將來之に依つて益する所なきことが明白とならば跡を絶つであらう。

三月の聴取に於て證言者の多くは、課税其のものを以て不當利得の完全なる匡正策としたけれども、其の然らざること固より明白である。課税はインフレーションを防止せず、インフレーションは物價を高からしめ、超過利得を得るの機會を現出せしめる。課税は吾人が防止することを勉めねばならぬ或るものに對する一部の匡正策たり得るのみである。

米國の産業は戦争より特別の収益を擧げんことを企てざるの原則から出發すれば、必ずや、宣戦の布告と共に自動的に、宣戦前三箇年の平均純収入に超過する凡ての個人及法人の所得に以下叙する如き補正を條件として特別戦時所得税を賦課しなければならぬ。

戦時には必要生産品の低原價生産者が當初巨額の収益を擧ぐべきことを前提として、本計畫には斯かる利益其の他價格公定に依つて防止することの出來難きあらゆる他の利得を處理し得べき出來る限り最良の方策を包含せねばならぬ。故に戦時税政策は個別的且嚴重なものでなければならず、單なる形式的のものであつてはならぬ。戦時高率の租税を賦課すべきことを提唱するは學究的たるに止まる。吾人は更に今回の戦役が巨額の失費を伴ふべきことを指摘し度い。

現今公衆間に於て勢力ある感情は、戦時利得が實質的に確實に根絶さるゝことを熱望して居り且米國人一般は何等かの未試の複雑にして理論的なる過程に依つて叙上の目的を完全に達成することを希望するよりも、實際的にして而も單純且確實なる方法に依つて之を成就することを一層希望してゐると認められる。

物價を安定せしめる有効なる方法を採用すると共に我が米國の最も賢明なる人々の案出し得る最も簡單且有効にして、宣戦布告と共に自動的に適用せらるべき一の特別戦時税法を今日より起草すべきである。

所得に課税することは戦時税賦課の方法として最も簡易のものであり又多くの人々は所得税申告を虚構することを取てするものでない。斯かる諸租税を徴取する政府の機關は既に存在し、其の運用の方法も一般に理解されてゐる。

る。あらゆる立脚點から考慮しても超過利得税は收入を基準として考案さるべく、決して投下資本を基準として考案さるべきではないのである。

開戦の際現に實施されてゐる個人及法人の聯邦所得税は之を繼續し、望まじき場合には之を増額すべきである。

且之に加へて、戦時活動に起因するあらゆるインフレーション又は収益を包含すべき時期に溯及して個人及會社に對して一樣に適用せらるべき九五パーセントの超過所得税を賦課すべく、本税は之を累進税又は投下資本の如何に依り差別することを爲さず、大略下記の如き方法を以て算出する直接所得税となすべきである。

算出せられたる純収入中より次のものを減ずる。

- (一) 戦争直前三箇年の平均純収入。
- (二) 戦争の爲必要とせられ且正當の手續を経て所轄政府軍事機關の承認を受けたる増加資本施設の費用、但し恐らく承認を得ること能はざるべき資本施設の増加を防止するが爲増加資本に對し年六分の利廻に達せざる不足額に對しては課税するものとし、戦争の終了に際し増加資本施設の殘存價格に付て調節を加ふるものとする。
- (三) 業務施行者及受託者の報酬及手数料の如く所得が數年に亘つて増加し且戦時利得の何等の分子をも含まざるもの付ては、相當と認めらるゝ年々の増加額を超過する場合に於ても其の收入額。
- (四) 上記一、二、三を控除したる殘額に付、九五パーセントの税を課するものとする。

上記提案の長所の一は、會社の超過収益に課税することに依つて刺戟せらるべしと想像さるゝ不當支出を防止するに力あることである。何となれば個人にも會社と同じく高率の課税を爲すからである。

我が國民の大多數は戦争より何等特別の利益を擧ぐることを欲しないと云ふのは眞實の言葉である。彼等の大多數は戦時中に於ける其の超過利得の全部を戦争遂行の爲に讓出すべきことに善んで同意してゐる。戦役中の特別の収益及収入が人智の及ぶ限り虚無となるべきことが豫知せられてゐるならば特別収益を得んとする努力は全く考慮の價値なしとさるゝであらう。

(ハ) 戦時利得を最小限となす第三手段

徴發。——政府の現に有する諸權力は、戦争の爲必要ある場合には如何なる私有財産をも徴發することを許容してゐるが、斯かる權力は之を改變すべきではない。

徴發は財産取得の手段として之を採ることが出来る。此のことは凡ての物價が公定さるゝ時に於てすら尙或る特別の場合には必要であり得る。議會は價格を決定すべき完全なる權力を缺いてゐるが故に、正當なる賠償を定めんが爲には必然永々しい手續を履むことを免れぬ。若し價格決定が開戦當初より一の機關に依つて行はれたならば、公衆の大多數も戦役中之に甘んじて服従すべく、斯くして徴發の必要を局限することが出来るであらう。

徴發が經費及収益を低下するに有効なることに付ては從來甚だしく誇張されて來たが、徴發は決して萬能藥ではない。其の唯一の、殆ど唯一の目的は、必要なる財産を最小時間に於て調達することに在る。

證言者等は殆ど例外無く、徴發を以て實施簡易にして運用極めて有効なるものとして論議したが、世界大戦中の實際は然らず、之に付て概括論を爲すは容易なるも個々の場合に適用するに當つては、吾人は幾多の根本的問題に遭遇するのである。

個々の裁判所は「法律上相當の手續」の意義如何に付て其の見解を一にせず、又一般市民も之に關して何等知る所がない。市民は只自己の財産に關する其の權利なりと信ずる所に付て極めて明白なる知識を有するのみである。通常徴發に付ては何人か其の財産を賣却することを拒絶するに非ざれば、又拒絶する迄は問題の生ずることがない。其れ故に此の場合には得心せる又は愛國的の賣主と政府との間に於ける普通の取引關係の要素は存在せざるを通常とする。

本委員會の研究を加へた「合衆國海軍徴發委員會前任委員最終報告」(一九一九年二月二十日付)には、一九一七年の初ニューヨークの諸ドックに存在した若干の工作具を海軍に取得するが爲に採られた諸手續を記載してゐる。即ち、(一)一九一七年四月二十八日海軍は痛切に必要を感じてゐる某々工作具がドックに在り、獨逸關係者が之を取得せんと試みつゝあつたことを知つた。(二)五月十日海軍は之を徴發せずして購買することに決したるも、要求されたる價格が法外に高きことを知り、(三)幾多の文書往復の後、(四)六月二十四日に至り、海軍大將マックゴーン氏は海軍が該工作具を徴發すべしとの命令を發し、履行すべき手段を詳細に定め、(五)幾段かの附箋が付せられ、上申及命令が士官の間に取交され、(六)一九一七年八月二十七日の第八次附箋(ニューヨーク海軍工廠の補給官より工

廠長宛のものには、其の第六節に、該事件は對外交渉官の處理に委ねるを可とするの提言あり、(七)第十二次附箋には、事若し急速に運ばざれば、該工作具は他人の手に入るべしとの記述あり、(八)第十三次附箋に於て、海軍長官ダニエル氏は第十二次附箋を是認し、(九)九月十五日に至り品目を調査し、之を徵取すべき一委員會を任命し、(十)十月九日に至つて該工作具を取得した。

一徵發活動の實狀の詳細は實に斯くの如きものである。一九一七年の四月には工作具程其の必要焦眉のものはないかつたのであつたが、四月其の所在を發見し直に之を取得せんことを決し乍ら、其の取得は實に十月に至つて實現した。而も尙徵發の基本的目的は實に調達の敏速にありと稱してゐる。

私有財産の徵發は普通の方法に依る購買よりも高價を支拂ふの結果を見ることがある。

合衆國對ニューリヴァ炭坑會社訴訟事件は徵發の好例である。政府は一九一九年九月石炭を徵發するに際し、一噸の原價約五弗のものに約二〇弗を支拂つた。合衆國大審院は原價又は相當の利益に關係なく、市價を支拂ふべきことを判決した。徵發に關する批判は通常斯くの如きものである。併し一九一七年銅を軍用の爲徵發したる際には大審院はフォーゲルシュタイン會社對合衆國訴訟事件に於て、生産者及政府代表者間に於て同意せられたる價格は、同會社が合意せざりしも猶普通市價なるべきを判定した。

戦時の徵發に對する反對理由の主なるものは、爾後賠償價格を決定せねばならず、之に常に時間と勞力とを消費し而も此等の時間と勞力とは特に戦時に於ては一層有益に他方面に用ひ得べしと言ふに存する。若し賠償價格が財

産の徵取と同時に決定さるゝを得ば戦時行動は著しく簡易となるべく、従つて議會の代行者の決定する價格は凡て決定的に正當なる賠償價格と認めらるべき旨を定むるの權限を議會に與ふべしとの議論は憲法改正を可とする有力なる一論據を爲すのであるが、若し全體としての國民が、戦時利得は之を根絶すべきものなりとの主張に即するものとせば、所有者に原價又は不當利得の痕跡をも止めざるが如き原價に近き代價を支拂つて財産を取得するの何等の困難をも見出さないであらう。

徵發は通常財産の價値以上の對價を、而も徵取を應諾せざりし前所有者に支拂ふことに結果する。世界大戰に當りては彼等は屢々獨逸最負であつた。徵發は有効なる又は經濟的なる手段ではない。従つて吾人は之を擴大することを企つべきでない。

併し乍ら、徵發は頑迷なる又は應諾せざる所有者に對處する爲の、又は必要なる財産は如何なるものをも急速に之を取得し得ることを保證する所の政府の内在的權力たることに於ては依然として變らないのである。

(=) 戦時利得を最小限となす第四手段

平時よりの計畫。——此の計畫の目的は、緊急時に際して無効率にして且浪費多き方法を採ることを豫防するに存する。

緊急時に際しては時間の問題は極めて重要であつて、遅延、無爲の結果は或は浪費となり遂には實際の敗北ともなる。速度は軍需品の生産に付て特に必要であるが、生産の最大限度の速力を確保するのは、一に平時に於ける詳

細なる計畫の作成に因るのである。然して之に依つて世界戦役の當初に於ける我々の活動の特異的なりし彼の浪費的方法を用ひることなくして充分の調達を爲し得べきである。ホワード・コッフィン氏は計畫に關して次の如く述べてゐる。

「三月十八日本委員會に出頭以來、予は國防會議諮問委員會の一員としての戦時經驗に關聯する事項を思ひ起すと共に又一面、陸軍省の現行計畫の産業に關する部分に於て従前に比し一層の知識を得た。

予は陸軍省の計畫を健全なりと信ずる。細部に亘つての意見の相違の如きは言ふに足らぬ。何となれば斯かる業務の運用に關する計畫は如何に完全なりとするも絶えず其の手續に修正増補を加ふるの必要があるからである。

予は嘗て本委員會に於て爲せし證言と同様に次のことを力説致したい。即ち陸軍省の現在の良く研究された計畫の中に考慮せられた様な秩序あり且事務的なる「事前準備」に依つて吾々は、(a)時間、財貨、及人命の高價なる浪費を減じ得て「戦争の荷重」を最少にし、(b)「負擔を均一」にし、又有能なる政府機關が原料及製品の原價及公正なる代價に於て絶えず陸海軍憲に勸告することに依つて、「戦時超過利得」を除去することの大なる期待を持ち得るのである。若し軍需品契約又は民需品の生産に關聯して若干の超過利得の發生を見ることありとせば、價格統制又は課稅權の發動に依つて直ちに適當の方法を講じ得るであらう。」

斯かる計畫の細部に於ては「陸軍省計畫」の題下に、稍々詳細に之を論じてある。此處には只其れが戦時に於て經費、原價及利得を最少限に止める爲採用せらるゝ凡ての他の方策と相俟つべきものであることを言へば足る。

コッフィン氏は平時計畫業務は諸産業を其の戦時に解決を要求さるべき諸問題に親しましむることを其の内容の一となすべきを信じてゐる。氏は此の爲に「教育註文」を実施することを強く主張する。此の問題に於ては氏が本委員會に與へた證言中に詳論してある。

二、三の證言者は今日法案を準備することが、世界大戰に顯著なる經驗を積める人々から勸告を得るの便宜あるべきを考へた。但し其の何れかを今日法律として制定すべきや否やは、一に議會の決すべき問題である。

海軍中佐オニール氏曰く、

「勿論吾人は遲滞なく行動することを得且吾人の必要とする最も有効なるサービス及必要なる人力、材料、其他あらゆるものを獲得することを得るに必要な法律を制定せねばならぬ。然して、予は信ずる、斯くすることは人智の考案し得る何物にも優りて、他國民をして我が國の參戰を餘儀なくせしむるが如きことなき様努めしむるに有効であらう。」と。

クロウエル將軍曰く、

「採擇すべき計畫は戦時に役立つべきものたるべく、其の平時にも役立つや否やは、比較的重要ならざる事項である。戦時に於ては時は緊要なる要素である。一度失ひたる時は決して之を回復することが出来ぬ。故に稍

詳細に一の計畫を立て、其れを實施するに必要な法規を制定し且機關の組織と主要職員の職務權限とを定めて、戰時其の計畫の實施に時を失はしむることなからしめるは、蓋し賢明の所置であらう。

戰時には軍事上の事項は我が陸海軍の將校をして掌らしむべきも、産業的事項及事務的事項は文官をして之を掌らしむべきである。軍部は其の所要の品目と所要の時期とを明示すべく、此等の要求を充足するは文官の任務たるべきである。

文官は人員を軍務に徵募し、需品を供給し、國力を組織化して戰備を充足し、武官は徵募せる人員を受領して之を訓練し、軍需品を受領し、且大統領の指揮下に戰爭を遂行すべきである。

過去の諸戰役に於ては、大統領は屢々其の權力に基いて行動することを避けて議會の立法を待つたが爲に遅延を來したことがあるが、之は將來宜しく改むべきである。』

ペラック氏、ジョンソン氏其の他も亦此の機會に於て法案を起草することの可なるに付述べ所があつた。

六 陸軍省が海軍及實業家と協力して爲すべき計畫活動の範圍及目的

陸軍省は法律に依り特定の計畫を立案するの職責を課せられてゐる。今此等の職責を改正國防法に依つて略述すれば下記の通りである。

「參謀總長は陸軍省本部を統率し、大統領の指揮の下に、又は大統領の指揮を受くる陸軍長官の指揮の下に、

陸軍參謀本部をして合衆國陸軍の徵募、編制、給養、武装、動員、訓練及動員解除に關する必要な計畫並に國防の爲軍隊を使用することに關する必要な計畫を立案せしむべし。參謀總長は陸軍參謀本部が其の目的の爲作成せる計畫及勸告を陸軍長官に移牒し且之に關して長官に勸告すべし。

陸軍參謀本部は國防計畫及單獨又は海軍兵力と協力して國防の爲陸軍兵力を使用することの計畫並に緊急に際して國の男子及國の物的資源を動員するの計畫を作成し、合衆國の陸軍の能力及其の軍事行動の爲の準備状態に關する一切の問題に付調査報告することを以て職責とす。

今後、陸軍次官は陸軍長官より指定さるゝ他の職責の外陸軍長官の指揮の下に凡ての陸軍々需品の調達及之に關する陸軍省の他の事務を監督し且戰時需要の充足に必要な資材及諸産業組織の動員に對する充分なる準備の整備を監督するの職責を有す。』

本報告に於て「陸軍省案」と稱するは、左の人々の證言を指すのである。

陸軍次官 フレデリック・エイチ・ベイン氏

陸軍參謀總長 ダグラス・マックアーサー將軍

陸軍參謀次官　ヂョーヂ・ヴァン・ホーン・モウズリー將軍

陸軍次官ペイン氏は曰く、

「國防法に基く陸軍次官の職務は、平戰兩時に於ける陸軍の事業上又は商業上の活動を包含する。同法は特に陸軍次官に對し陸軍長官の指揮を受け「一切の軍需品の調達及之に關する陸軍省の他の事務並に戰時需要の充足に必要な材料及産業組織に對する充分なる準備を監督する」の職分を負はしめてゐる。

此の法令上の任務中には重大なる緊急状態の必要に應じて急速なる擴大を爲し得しむべき様陸軍に必要な需品の巨大なる量額を迅速且經濟的に購買するに要する適當なる編制及組織的方法を開發することを包含する。陸軍々需品の調達は平戰兩時を通じて常に陸軍省の職責に屬する。法律は又本官が我が國の經濟資源の動員及我が國の産業的努力を統一することに付て戰時大統領を援助するの目的を以て諸計畫を設定するの職責を負はしめてゐる。此の任務は明白に陸軍省のみに依つて達成し得ざるものであるが、就中海軍省は吾人と同様に此の任務を分擔せねばならぬ。兩省は其の協力に依り、多くの他の吏員及個人の援助を得て、吾人が斯かる目的の爲妥當なりと信する諸方策を設定しつゝある。此等の諸方策の中には大統領が上記任務を遂行するの機關として軍部以外の者を基幹とする一組織を作るの計畫をも包含してゐる。陸軍省は緊急時に當つては、此等の任務を以上の如くして組織せらるゝ文官的組織に委附し、同組織は大統領の下に之を遂行すべき全責務を負ふこととなるのである。」

以上の引用中には戰役の經濟的的局面に關する限りに於て陸軍省に於ける計畫作業の範圍と目的とが示されてゐるが更に其の目的を略言すれば、

(一) 國家の産業生活に妨害を及ぼすこと最も少くして、陸軍の必要な需品を供給する爲に軍需品の敏速にして秩序あり且經濟的なる調達を確保すること。

(二) 戰爭に附隨して起るべきこと確實なる經濟的及産業的諸問題に對する爲し得る限り廣大なる見地よりの絶えざる研究及調査を確保すること。之に依つて期する所は緊急時に際し戰時國家の産業的及經濟的努力を統制する爲の具體的提案を大統領に建議するに在る。斯かる計畫は二つの根本的前提を基礎とする。即ち、

(1) 議會は戰時に際して戰爭の秩序的遂行を保證する爲敏速なる行動をとること。

(2) 戰時國家の經濟統制に關する一切の事項は特に其の目的の爲に設けられたる政府の文官的部局を通じて大統領之を管掌すること。

殆ど凡ての證言者は平時よりの繼續的準備に賛成する旨を言明し、陸軍次官局の現在の活動を熟知せる者は其の業務が運用されつゝある一般の方針を是認した。

現在の計畫は變化する情勢に應ずる爲絶えず改訂さるべきこと及改訂の爲定期的に議會の當該委員に提示さるべきことは、凡ての人々の一致する所である。若し之が實行されるならば次回の戰役に於て戰闘活動の爲必要な軍需品の調達に伴ひ勝なる遅延及不必要なる失費は殆ど之を根絶し得べきことを信するも蓋し無理ではなからう。若

干の證言者は現在の計畫の細部の改善に付特別の提案を爲したが、大體に於て計畫の細部に付ても確實にして且よく考へられてゐることを認めた。

計畫に對する一の批評は、計畫中には支持的資料を缺ける幾多の提案が擧げられてあると言ふことであつた。例へば其の提案の一には次の如きものがある。

「開戦と同時に又は其の直後に資産を登録することは公正なる取扱を容易にし且國民の志氣に健全なる影響を齎らすであらう。

緊急時期中資産を組織的に登録し且之に附帶する事項を完備し又戦役荷重を公正にする爲税法を定むべし。」他の證言者中には國富を正確に計量し且登録するには大規模の戦争を行ふ以上の時日と經費とを要すべしとの見解を持つ者もあつた。

本陸軍省の計畫は食糧品管理の諸基準の一を是認せる點より見てコスト・プラス・メソッド（原價何歩増方法）に憑依してゐるものゝ様に認められる。即ち、

「原價を基として相當の利益を許容するも、再調達價格は之を認めず」とある。

マックアーサー將軍の陳述中にも陸軍省は軍需品を生産する請負者に原價以上最高六パーセント迄の利益を支持ふことを承認すると言つてゐる。

併し其の細部に亘る提案中に於ては陸軍省はコスト・プラス・パーセンテージ（原價何歩増）契約を廢止するこ

とを提案した。

戦時に於ける價格公定の一般問題に關してはベラック氏の諸提案は陸軍省の其れよりも一層包括的であるが、併し兩者共一般原則に付ては一致してゐること明白であり且細部に於ける意見の相違も可なり除去されつゝあることは次の書狀に依つても之を知ることが出来る。

日付 一九三一年五月二十二日

發信者 陸軍少將チーヂ・ヴァン・ホーン・モウズリー氏

受信者 ベラック氏

「拜啓。貴下との最近の會談により緊急時に政府の命令に依り諸物價を固定せんとする一般的提案の適用を考慮するに際し、もと小生の腦中に浮べる疑問の數々を小生の腦中より掃去するを得候。

小生の目下理解する處の如くば貴下の計畫は開戦當初より各地域に付均一の販賣條件の下に於て、各商品の最高價格を該命令發布の際に特定の社會に行はれたる最高價格に依つて決定せんとするに在りと存じ候。

最初のテキストに於ては、決定最高額は比較的隔離せる過去の日に於ける價格に依るべきものなる様明かに解せられ候ひしが、斯かる手續は確かに廣汎に亘る不公正を惹起すべきものゝ様存せられ候ひき。

尙小生の只今理解する如くに候へば、右の如く決定せられたる價格にて政府又は個人に對し販賣を強制するが如きことは考慮せられずして、寧ろ之より高き價格を以て賣買することを禁止するに在りと存じ候。且市民

の財産を政府に徴發せられたる場合に於て法廷に出訴するの權利は何等毀損せらるべきにあらずと存じ候。

小生の承りたる所に依れば、同計畫の諸規定は特別且異例なる場合に應じ得る様充分の伸縮性を有するものにして、猶又事態に應じて善處することを得しむべきものたるべく、又現時の租稅收入を以て現時の支出を全部支辨し得ざる政府の無能力より必然派生すべきインフレーションに伴ふ狀況の變化に付ても同様たるべきは勿論に候。

陸軍省は久しき以前より物價普通基準が異常なる曲歪を受くることを防ぐ爲に執り得べきあらゆる手段を講ずることが緊急時に於て特に望まじきことなるを認識致し來り候。

個々の價格は他の凡てのもの、價格の影響を受けたる結果に候へば、本問題の解決を目途とする如何なる斷片的計畫と雖も其の窮極の目的とする所は個人に取りても又政府に取りても、必要なる生産を保證し而かも不公正は最小極限に之を制限するが如き權衡を以て個々の物品の價格間に適當なる關係を確立することに存せざる可からず候。従つて最初より此の目的を完成し且當初の曲歪を有効に制限し得るが如き一の公式を發見することの望まじきは固より明白に候。例へば、軍需品中平時製造されざる品目の公正なる價格を決定する問題の如きも、請負期間中生産の主要原料の價格が何等急激の變化を受けざることを保證を得ば大に簡單となるべく候。

斯くの如く候はゞ收益の増加は主として生産の増加に起因することとなるべく、従つて急速に昂騰する市場

に於ける幸運なる投機に依る場合に比し遙かに容易に之を計量し得べく候。斯くて戰時利得は一層正確に之を決定し得べく、従つて適當なる税法に依り一層容易に之を徵取し得べきことと相成可く候。

若し緊急時に際して、政府の許可を受けざる限り之を超過し得ざる一連の最高價格を定むるに付何等憲法上の障礙存せざることが確定さるゝに於ては、インフレーションを最小に局限するには一の重要な段階を履めるものに有之、不當利得を根絶し、戰役の經濟的負擔を平等に分配するの問題も一層容易に解決せらるゝに至るべくと存じ候。若し以上申述べ候處が緊急時に於て所謂物價固定を行はんとする貴下の提案の根基を正しく示すものに候はゞ右提案は極めて希望すべき戰時措置の一なるべきこと疑なき所に御座候。

貴下の絶えざる助力が緊急時に際しての經濟的及産業的問題を處理すべき計畫及提案の作成に付陸軍省に對し巨大なる貢獻たるの事實に鑑み、小生は此の特定の點に對する吾人兩者の個人的見解が明白に緊密なる調和に近づきつゝある様認めらるゝことに大なる満足を覺え居る次第に御座候。 敬具。」

マックアーサー將軍の證言を熟讀するに、陸軍省の計畫は前記第二項（平時の準備）に掲げられたる目的を達成することを特に其の目途とせるを知り得よう。戰時に於ける産業界の所産を政府の諸部局が競争的に註文すること、無謀の買付、原價何歩増の方法、不要なる遅延等は目下吾人の國防諸省に於て實施しつゝある作業の結果として最小限度に局限されるであらう。

コッフィン氏其の他は此の作業を繼續することが戰時の不當利得、浪費及能率低下を根絶する最有効の方法の一

なるを強調した。

七 國防會議の再興

少くも二人の有力なる證言者——ギフォード氏及コッフィン氏——は國防會議の再興と其の活潑なる活動の必要を強調した。同會議は今猶法律上は權限を有するも近時數年間活動してゐなかつたのである。

上記兩證言者は、平時計畫業務は最も廣汎多方面に亘つて協調されねばならないこと及計畫の作成に當つては政府のあらゆる部局は固より民間の諸權威者をも利用せなければならぬことを強調して、此の目的を達成するが爲の協調及指導機關として國防會議に大なる價値あるべきを指摘した。

同會議創設に關する法律から若干摘載するに、

(H, R, 一七四九八、一九一六年八月二十九日裁可)

「第二條。本法に依り左に掲ぐる者より成る國防會議を設立し、國家の安全及寧靜の爲諸産業及諸資源の協調に關する事項を掌らしむ。

- 一 陸軍長官
- 二 海軍長官
- 三 内務長官

- 四 農務長官
- 五 商務長官
- 六 勞働長官

國防會議の指名に基き大統領は七名を超へざる委員より成る諮問委員會を任命す。各委員は何等かの産業、公益事業、若は何等かの天然資源の開発に關する特別の知識を有し又は其の他會議の意見に従ひ以下規定する任務を行ふに必要な特別の技能を有する者なることを要す。諮問委員會委員は名譽職とす、但し委員會の集會に出席し又は委員會の活動に關係ある調査に従事する場合には旅費及日當として實費を支給する。諮問委員會は國防會議よりの召集ありたる時、又は國防會議の採擇したる委員會の業務執行規程の定むる所に依り集會を開催すべし。

國防會議は左記事項に付之に關する調査を監督指導し且大統領及行政各部の長官に建議するの職責を有す。

- (一) 合衆國外征軍の爲防禦地點に兵團及需品の集中を可能ならしむる様合衆國の國境と關聯する鐵道の位置を定むること。
- (二) 大幅員の道路及鐵道支線の位置を定むるに付軍事上、工業上及商業上の目的の協調を圖ること。
- (三) 水路の利用。
- (四) 國防の爲陸海軍資源の動員。

- (五) 外國貿易の中絶中軍隊及國民の支持に必要な物品及材料の内國生産の増加。
- (六) 海上運輸の開發。
- (七) 軍需品の生産額、地域的分布、生産方法及生産手段に關する資料並に其の利用可能限度に關する資料。

(八) 陸海軍其他政府諸官廳の必要とする需品の種類及之に關する諸要求に付生産者及製造者に報道を與へ且必要ある場合に國家資源の急速なる集中及利用を可能ならしむるが如き關係を創設すること。』

八 戰時必要なる行政機關

本委員會は若干の個人及本委員會の成立に先立つて存在したる若干の調査團體の決定及結論を知ることを得た。類例なき戰役經驗を持つた人々の文書に残されたる意見中には當時の商務長官にして現大統領ハーバート・フーヴァー氏より一九二四年四月に下院の軍事委員に宛てた次の如きものがある。

發信者 ハーバート・シー・フーヴァー

受信者 下院ジョン・エイチ・マックスウェイン

『拜啓。小官は貴下が戰時に於ける産業及一般國民の編制及動員に關し貴下の發議せられたる議案に對する小官の意見を求められつゝある旨傳承仕り候。小官は貴下の考慮せられつゝある二つの原則、即ち、

(一) 戰役に起因する收益の豫期又は其の實現を除去すること及、(二) 豫め組織編制を爲し置くことに關し貴下と全く其の見解を等しくする者に御座候。

小官は向後若干年後に起ることあるべき次回の戰役の場合に於て、其の周圍の諸事態は、其の性質に適應すべき一組織を要求するならんも、他方に於て、行政組織に關し更に良く準備し置くことに依り、最近の戰役の當初に於て妥當なる行政組織を作り上げる爲に時日を要したるに因り招來したる多くの損失と混雜とを避け得べしと思料致し候。同戰役の當時に於ては情勢全く先例を缺きしが爲諸編制共に相當の程度迄經驗に基き初めて之を作り上げるの外なき次第に有之候ひき。

貴下の提案せらるゝ組織の形式は大部分最近戰役の末期に現存せる組織を立法化せんとするに有之候處、小官は此の組織形式には多くの點に於て過誤を含み、之を是正せる一層完全なる組織を考究するの必要有之様存せられ候。

戰役は一切の行政事務に對して特に單頭の責任を要求するものに有之、即ち、即座に決定を爲し、即刻に責任を取らざるべからざるが故に管理的及施行的職務に對し會議又は委員會を用ひんとするは根本的に誤れるものと存せられ候。會議又は委員會を用ゆるの結果は孤疑逡巡、遲滯及妥協あるのみ。之に反して半司法的問題及政策的性質を有する問題は會議の如き一層慎重審議的なる機關に依つて定めらるゝを利有りとし又若干の職務及政策の協調は必ずや會議に依らざるべからざる可く候。

小官は斯く考ふるが故に、戰時産業委員會よりも軍需管理官を創設して陸海軍の軍需部局を直ちに其の指揮下に移し、且管理官をして軍需品製造の爲全産業動員を爲すに必要な産業の一般協調方策を作成せしめ、又其の後一般商業に必然生起すべき擾亂の統制方策を立案せしむるを可と存じ候。

小官は食糧、燃料、労働又は運輸の統制に關する事項は凡て叙上管理官の職分より除外するを可と認むる者に有之又小官は戰時通商會議の代りに海外貿易管理官を設置して之に輸出の實際的統制に任せしむると共に軍需品、食糧、燃料、船舶及鐵道管理官の代表者より成る政策決定の爲の諮問機關を附置せんことを欲し候。右の諮問機關は各種の政策を決定致すべく候。小官は又動力委員會の代りに動力管理官を設置せんとする者に有之、更に貴下が規定せられたるに加へて、船舶管理官及鐵道輸送又は内國輸送管理官を設くべしとの意見に候。小官は貴下が略示せられたるが如き價格公定委員會の設置を支持する者に有之、其の委員長の外に之には軍需管理官、食糧管理官、燃料管理官、船舶管理官及労働管理官の代表者をも参加せしめ度く、然して本委員會に對し一切の商品の價格及賃銀を決定するの職分を與へんと存じ候。

小官は左記の者より成る戰時會議を置き直接に大統領の下に屬せしめんことを欲し候。

陸軍長官

海軍長官

軍需管理官

食糧管理官

海外貿易管理官

燃料管理官

労働管理官

船舶管理官

鐵道管理官

價格公定委員會々長

食糧行政に關して小官の附加せんと欲する所は、食糧管理官に、浪費、壞滅、賣惜み、投機及不當利得を取縮るべき法令を制定公布し且之を強行する權力を持たしめんとすることに有之候。

小官は又法律的地見地より同法案中に

- (一) 物價、賃銀、運賃、補償額及輸出入の禁止を決定すること。
- (二) 補償額に付意見の一致を見ざる場合に評價格の七五パーセントを支拂ひ、殘額は裁判所の決定に俟つことを條件として徵發權限を行使すること。
- (三) 人身保護法の施行を停止すること。

に付大統領に總括的權限を賦與すると共に其の他一般に全市民生活のあらゆる方面に亘り一般的に完全にして

絶對的な権限を賦與し、且此等の権限を種々の機關を通じて代行せしめ得るの規定を伴ふ一の概括的條項を加ふることを提議致し度候。

戦役は不幸なる事務にして吾人の生命に對する普通防護手段の大部分は之を忘れざるべからざる次第に有之候。然して全國民が擧げて騒亂中に投ぜられ夫々犠牲を分擔せざるべからざること明白となるに従ひ恐らくは戦争を爲すこと愈々尠かるべくと存じ候。 敬具。』

緊急時に際しては大統領の文官補助者を急速に設置し、之に世界戦役中に於ける戦時産業局の局長の職分と稍々相似たる任務を委任せしむべしとは凡ての研究者に通有なる意見である。此の點に關する陸軍省の提案は聽取記録四一八頁に在るが、陸軍省の計畫は権限を會議或は委員會の手でなく、個人の手に移る組織を良しとしてゐる。

戦時特別行政機關設置の必要を説明するにはベラック氏の證言を引用するを以て足りよう。氏は特別の措置なくしては、國內に於て價格を公定せんとする企圖は國外に於ける物價關係の爲多くの場合に於て挫折すべきことを認めたる後、曰く、

「固定價格機構は輸出業の情勢に對しても保護されねばならぬ。若し、其れは殆ど確實である如くに、インフレーション的過程が外國で行はれるとすれば、外國の法外なる物價が米國の内國相場を顛覆することなき様手段を講ぜねばならぬ。政府は其の世界的經濟戰略に於て外國貿易上に殆ど完全無缺なる統制を把持せねばな

らぬ。吾人は斯かる統制を行ふ機關をして、輸出向には統制内國價格を以て購買して之を世界價格を以て國外に販賣せしめ、斯くして得たる収益を使用して昂騰せる世界價格を以て必要なる輸入品を購買して、之を統制價格を以て内國需要に對し販賣せしむべきである。

世界大戰に際しては右の任務は戦時貿易局と稱する特別の行政機關に依つて處置せられたが、併し（上記の他の職務と同様に）何等の牴觸又は無益の活動を伴ふことなかつた程に戦時産業局の事業と緊密なる關係を保つて行はれた。

右の戦時行政及下記の其の他の戦時行政に關して特に強調すべき一つの點は、其の各々は、我が米國を余が此處に描出せんとしたる極めて有力なる結合體たらしむるに必要な戦時組織の完備せる全體の夫々必要なる一部分をなすことであつて、余が既に述べたる通り、戦時權力の要素——即ち徵發、價格公定及優先順位の決定——を一の機關の手に集中することは、形式上之に附屬してゐると否とを問はず凡ての他の努力をして之と歩調を一にせしめ、之に協調せしむるであらう。

他の必要なる戦時行政とは食糧、燃料、船舶及鐵道の行政即ち之である。

全國的經濟動員の大努力を管理する爲戦時に必要なるが如き強力なる機關を平時に於て維持することは不可

能である。吾人は斯かる機關の編制に付完全なる計畫を立てねばならぬが、併し其れすら極めて概括的のものたるに止まるの外はないであらう。何となれば將來の戦争の状況及其の所要を精密に豫測することは不能であるから。』

現在の陸軍及海軍の計畫は實質上ベラック氏發表の見解に一致する。

上院議員ロビンソン氏は産業を動員し、物價を統制するには幾何の時日を要すべきかをベラック氏に質問した。

ベラック氏は次の如く之に答へた。

『我々は四十八時間以内に此處に居られる學識及經驗を有する人士よりなる一組織を編制して、二週間以内には圓滑なる執務状態に入らしめることが出来よう。』

前記の言葉の中注目に値するは『我々』と云ふ言葉である。現在に於ては戦時に際し職務に従事すべき産業人員に關する何等の一般的取極めが存しない。若し吾人が戦渦に投ぜらるゝものとせば、物的需要に關する編制及職掌計畫の作成と同じく人員に關しても周到且總括的なる計畫を立て置くことが必要である。

戦時には文官的職員が多數戦時編制に取り入れらるべきこと及此等の人々には米國産業界の最も有能の人々を包含すべきことが豫想せられてゐる。

陸軍省の計畫は右の必要を認識し、平時より代表的産業家との不斷の接觸を準備してゐる。併し同計畫は猶不充分の點があり、現在迄の所では其の選定は必然的に選任を爲す人々に個人的に知られてゐる産業界の人々に限定せ

られて居つて産業界全體として、又は其の全國的の組織を通じて、正に然かあるべき程自由には意見が求められてはゐない。此の點に關して爲されたる提案には下記の如きものがある。

意見の衝突を防止する爲陸軍省は海軍省、労働省、現置の如き戦時産業局及合衆國商業會議所を招請して其の各々より一名の代表者を任命せしめて陸軍次官と共同して一の繼續委員會を組織せしめ更に同委員會をして産業界の指導者、技術上及商業上の専門家、知識職業者、農業者等より成る委員を選任せしめ、此の委員に二年毎に一回會合して陸軍省の計畫及陸軍省と主要産業との間に爲されつゝありと想像さるゝ繼續的接觸の有効程度に付て吟味せしむべしと言ふ提案である。

上記は單に一の提案であつて、同様の結果は若干證言者の強調せる如く、國防會議及文官的職員より成る諮問委員會の再置に依つても達成し得るであらう。目的とする所は戦時政府の緊急的編制中に於ける地位の適任者として大統領に推薦さるべき所謂要人に關する意見の一致を得ることに在る。

マイヤー氏は職員に關し新奇なる提案を爲して曰く、

『經濟的統制には關係する所必ずしも大ならざるも、當時余を感動せしめ且今猶重大なりと考へてゐることがある。他なし。戦時重要な職務を占むべき民間出身の者は陸海軍人と同様體格検査を受けしむべきことである。自分は確信する。重要な職務を持てる人々の健康状態は戦線に在る將校の其れと同様政府の利益及監督上の一事項でなければならぬ。』と。

凡ての人々の意見は次回の戦争の際に活動すべき主要なる機關は、戰時産業局と略々等しきものなるべき點に於て一致してゐる。

戰時産業局以外の九つの戰時管理機關の職掌に付ても同様記述されてゐるが、(R四三—四六)陸軍省案は此等の若干のものを採用せんことを考慮してゐる。

世界大戦中に於ける鐵道の利用及管理並に鐵道其の他の交通機關の利用に關する現存計畫は有能なる證言者に依つて巧妙に本委員會に提示された。

他の戰時機關に附加して、戰時を通じて、其の精力の全部を戰時より平時への轉移問題に費すべき機關を設くるの必要がある。大戦終了後の轉移は名狀すべからざる程度迄の混亂であつた。陸軍省計畫は戰時を通じて物價及收益を低下せんとする理由の一つは破滅に導く戰後のデフレーションを避くるに存することを認めてゐる。インフレーション及デフレーション兩者の現實の結果は不明であるが、公衆の感情を考慮することは重要なことである。

左記は本委員會に提出せられた『戰時負擔を平等にし且不當所得を根絶することに依つて平和を永久にせんとする計畫』と稱する米國在郷軍人團の提案の一に明示せられてゐる所のものである。曰く、

「現在の不況の理由如何。多くの意見はあるべきも、理性を有する多數の人々は其の根本原因は大戦時に於ける不當のインフレーションに在りと信じてゐる。病的のインフレーションに續いてデフレーションが來るべきことは數理的に確實である。公衆の災厄が、デフレーションに伴ふべきは否認すべくもない。若し不當利得を

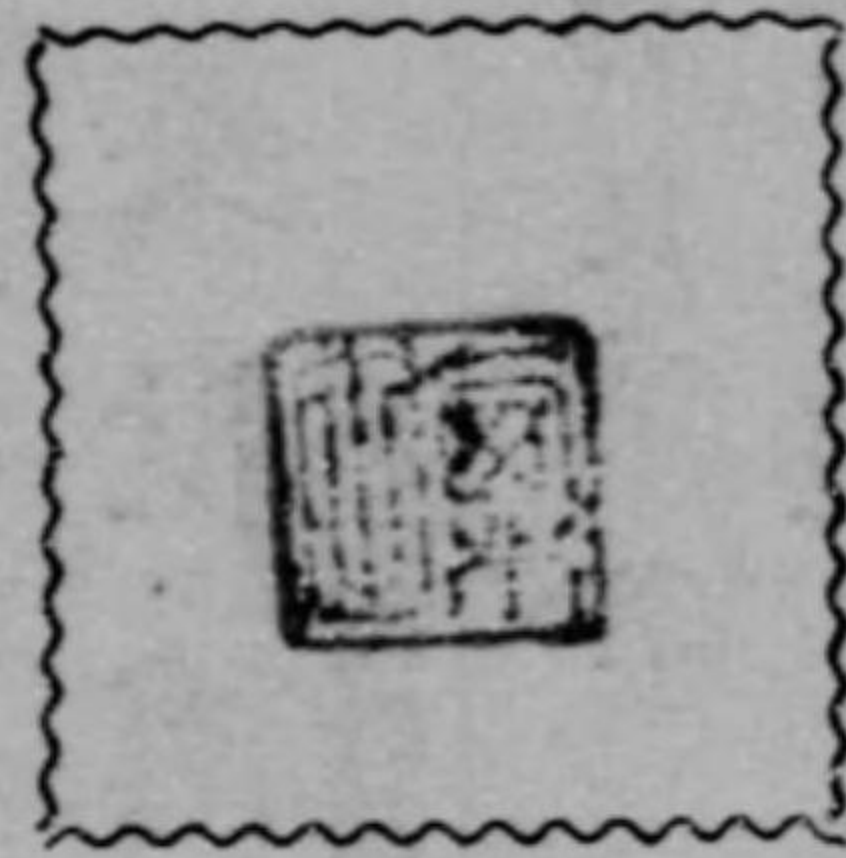
戰役より排除することを得ば、インフレーションもあるまじく、インフレーションなくば、デフレーションもあるまじく。」

陸海軍省以外の政府機關の適當なる準備的職分に關して詳細なる結論及勸告を爲すことは實に時日と研究とを要する。併し此等の諸部局が右兩省に於て行ふ主要なる計畫業務を促進する様其の爲し得べき一切の方法に依つて之に協同すべきは何人も等しく豫期する所である。

昭和八年八月廿五日印刷
昭和八年九月一日發行
昭和八年九月五日四版發行

米國總動員計畫

【定價金一圓五十錢】



編者 資源局

發行者 東京市神田區表神保町二
栗田 確也

印刷者 東京市牛込區改代町二四
田中 末吉

〔刷印社想理〕

發行所

東京市神田區表神保町二
振替東京一四三三番
電話神田二二六二二
八七九番

栗田書店

ハガキで詳細内容を見本送呈致します

経済學博士 阿部賢一編 四六列 壹千頁 送・二五〇
 新 經濟記事の基礎知識 送・二二〇

前時事新報 調査部長 小川節著 四六列 六百餘頁 送・二〇〇
 新 政治外交記事の基礎知識 送・一八〇

文部省推薦・橘輝政著 送・一五〇
 野口英世博士傳 送・一二〇
別冊附録額面用寫眞贈呈

明治大學 教授 赤神良讓著 送・一〇〇
 社會學入門 送・一八〇

野田兵一著 (三十五版) 送・一五〇
 新聞經濟面の讀み方 送・一二〇

千葉龜雄著 一近刊一
 新聞語辭典

商學博士 田中貢著 送・三〇〇
 日本工業政策 送・二四〇

商學博士 田中貢著 送・三五〇
 鐵鋼及機械工業 送・二四〇

商學博士 田中貢著 送・二五〇
 繭生糸の將來 送・二〇〇

醫學博士 服部彌二郎著 送・三五〇
 榮養と食餌療法 送・二四〇

醫學博士 正木不如丘著 送・一〇〇
 家庭の醫學と治療法 送・一八〇

國際聯盟事務局編纂 送・五〇
 各國貨幣法定平價換算表 送・二八〇
 金に關する各國法制集

發行所 東京 神田區 表神保町 二丁目 栗田書店 電話 七四六〇 九七八二

34.4.24

